

総務建設常任委員会

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成28年12月15日（木） 午前9時30分 開会
午後6時33分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 朝岡佐一郎 |
| | 副委員長 | 西川朗 |
| | 委員 | 増田順弘 |
| | 〃 | 岡本吉司 |
| | 〃 | 西井覚 |
| | 〃 | 藤井本浩 |
| | 〃 | 赤井佐太郎 |
| | 〃 | 下村正樹 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 員 | 山 本 英 樹 |
| | 〃 | 内 野 悦 子 |
| | 〃 | 川 村 優 子 |
| | 〃 | 吉 村 優 子 |
| | 〃 | 西 川 弥三郎 |
| | 〃 | 白 石 栄 一 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|------|
| 市長 | 阿古和彦 |
| 総合政策企画監 | 本田知之 |
| まちづくり統括技監 | 松倉昌明 |
| 企画部長 | 米井英規 |
| 人事課長 | 吉川正人 |
| 〃 補佐 | 森井敏英 |
| 企画政策課長 | 岩永睦治 |
| 〃 補佐 | 高垣倫浩 |
| 〃 補佐 | 村田真也 |
| 総務部長 | 安川誠 |
| 総務財政課長 | 米田匡勝 |

〃 補佐	吉 村 浩 尚
生活安全課長	門 口 昌 義
〃 補佐	植 田 和 明
税務課長	吉 村 雅 央
〃 補佐	椿 本 真 司
都市整備部長	土 谷 宏 巖
都市整備部理事	
兼都市計画課長	木 村 喜 哉
建設課長	河 合 忠 尚
〃 補佐	西 川 勝 也
〃 補佐	石 橋 和 佳
〃 補佐	勝 浪 栄 次
産業観光部長	池 原 博 文
農林課長	芝 浩 文
商工観光課長	岸 本 俊 博
〃 主幹	仲 川 早 苗
会計管理者	下 村 喜代博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第55号 市道の認定について

議第56号 葛城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについて

議第57号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

議第58号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

議第59号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

議第60号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

議第61号 葛城市税条例の一部を改正することについて

議第69号 工事委託基本協定の変更基本協定の締結について（和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託）

議第70号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （１）地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について
- （２）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （３）行財政改革に関する事項について
- （４）公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。いよいよ本年も残すことあと半月余りということで、大変お忙しい日々を送っていただいていると思いますが、寒さもここ数日はこの季節にふさわしいような冷え込みがきつくなってまいりました。体調をお壊しいただいている皆さん方も多いという中でございますけれども、9日から本会議が始まりまして、一般質問も終わりました、いよいよ本日より委員会質疑ということの審査でございます。重要な案件、たくさん盛り込まれた上程議案もございます。しっかりとご議論をいただきまして、適切なご判断をいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

また、9日本会議の始まる前に、今回役員改選がございまして、このたび、今任期も引き続き総務建設常任委員会の委員長を拝命させていただきました。西川朗副委員長とともに、新たな陣容でしっかりとまたこの委員会運営をやってまいりたいと思っておりますので、理事者を初め、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、委員外議員の出席がございますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。順不同で申しわけございませんがご紹介します。白石議員、吉村議員、山本議員、川村議員、西川弥三郎議員、内野議員でございます。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。本委員会では一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 発言される場合は必ず挙手をいただいて、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただいて発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードにてのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託をされました付議事件の議事に入りたいと思っております。お手元の次第に沿って進めてまいります。

初めに、議第55号、市道の認定についてを議題といたします。

本案につき、提案者に内容説明を求めます。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第55号、市道の認定につきまして提案理由を申し上げます。本件につきましては、国鉄・坊城線整備事業に係る計画路線の一部を新たに市道に認定するものでございます。路線名としまして柿本7号線、区域としましては、起点としまして柿本46番地6地先、終点としまして柿本51番の3、延長としましては112.5メートル、幅員が17.9メートルから7.5メートルということになっております。よろしくご審議賜りますよ

うお願い申し上げます。

以上です。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、議第55号で上程になってます認定のことですけれども、今のこの路線については一部工事がもう完了というのか、できておる。今、なぜこの時期に道路認定を出されるのか。道路認定の議決要件というのは、いろいろと制約が加わっておるというふうに思うわけやけども、今出す時期的な問題、なぜ今出てくるのか教えていただきたいと思います。

朝岡委員長 河合建設課長。

河合建設課長 建設課の河合でございます。今の委員の質問にお答えさせていただきます。

なぜ今の時期かということについてなんですけれども、今回、JRの架道橋工事が再開する予定でございまして、国鉄・坊城線工事が進捗していく中、国に対しての説明をしていく関係上、市道認定を行い、路線を確定するために議案として上げさせていただきました。工事に関しましては、現状は道路の西側については擁壁工事を完了しております。道路東側のイムラ封筒の工場前については側溝工事が完了、道路東側の南の残り部分については、今の時点では未改修でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長から説明していただきましたけども、今、道路が一部完了できておるということで、国鉄・坊城線工事の延長ということなんですけども、新たに新設道路でいく場合に、路線認定をしないで補助事業はもらえるのか、税務署の協議はどうなっているのかということですね。そこらをきちっと踏まえてやってもらわないと地権者に迷惑がかかってくる。用地買収も済んで、建物補償も済んで、税務署協議も済んでるやろうと思います。

私は、この道路認定のときに一番大事なことは、その基本をきちっとやっておかないと迷惑がかかる。私は職員を辞めてだいぶになるので、一度確認をしました。本当に道路認定をしないと補助事業が採択できないのかできるのか。あるいは、税務署のいわゆる納税特別措置法に基づく事前協議、この場合もあくまでも道路認定の議決があるというのが前提やというふうに思うんですね。

そやから、そういうことをきちっとやった上でないと、ここに国土交通省から来られている土谷部長が、おられます。私が言いたいのは、なぜ今の時期まで誰も気づかなかったのか。既に補助金をいただいて事業を進めてる、そういうような中で誰も気づかなかったのかなということで私は聞かせてもらっているわけです。そこらは税務署協議も済んでると思うし、その辺のいきさつというのか、考え方をどういうふうに持っておられるのかお聞きをしたい。

朝岡委員長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの岡本委員からのご指摘についてご説明申し上げます。

事業が開始されました折には速やかに認定を行うべきものというふうに考えておりますが、この区間についてはその認定がなされていなかったということで、委員ご指摘の件については真摯に受けとめ、今後このようなことがないように速やかに手続を進めるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 部長の方から、今後きちっとやっていきますということですので、これ以上僕は言いませんが、基本をきちっと守ってもらいたいということだけ申し述べたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 確認だけちょっとさせていただきたいんですけども、国鉄・坊城線の起点と終点が、どこからどこまでなのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

朝岡委員長 木村都市整備部理事。

木村都市整備部理事兼都市計画課長 都市整備部、木村でございます。

ただいま国鉄・坊城線という路線名でございますが、起点が東の大和高田市との行政界から、西に向きましてＪＲの架道橋の手前の部分までを、一応、国鉄・坊城線という路線になっております。事業の路線といたしましての、国鉄・坊城線という事業で国には申請しておるんですけども、何路線か、あともう１路線ぐらいあると思うんですけども、それも含めて国鉄・坊城線の整備事業ということで、国とは路線名は協議しております。

今、増田委員ご指摘の国鉄・坊城線というのは、その大和高田市の行政界から西へ来まして、そのガードのＪＲ手前までが、ちょっと記憶が正確ではありませんが、多分そういう位置的なものになると思うわけですが、そこから南へ行きますと、ＪＲの新庄駅の付近までを国鉄・坊城線というふうな路線認定であったと記憶しております。

以上です。

朝岡委員長 正確な情報がすぐに答弁できるのであれば、今、資料がなかったら休憩しますが。多分という言葉はちょっと不適切やね。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前９時４３分

再 開 午前９時５０分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、理事者から答弁を。

河合建設課長。

河合建設課長 それでは、国鉄・坊城線の先ほどの質問に対してお答えさせていただきます。

起点につきましては、イムラ封筒工場の北西の柿本51番地の３で、今回認定させていただきます柿本７号線、そこからイムラ封筒の南側を東向きに柿本３号線、ＪＲからは、一応100メートルほどの間なんですけどもＪＲ１号線、そこから大和高田市の境までを国鉄・坊城線、今認定させていただきますものを含めると、４路線で国鉄・坊城線事業の範囲とな

ってございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 イムラ封筒の北の西というのは、今、市道の認定をされた場所からという認識でいいんですよね。大和高田市までが国鉄・坊城線と。それ以上、ちょっとこの案件から外れるので余り追及しないですけども、大和高田市の方も、名前からいくと坊城線ということで、終点は私、坊城というふうに認識してるんですけども、それでいいんですかね。最終の道路の完成というのは、京奈和道の側道までというふうな認識でいいんですかね。

朝岡委員長 河合課長。

河合建設課長 市の事業といたしましては、大和高田市の境界まででございます。

以上でございます。

朝岡委員長 いや、だから、樫原の坊城まで整備されるのかと言われている。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 ただいまの補足をさせていただきますと、大和高田市境までは葛城市として国鉄・坊城線事業という事業名で事業を進めておりまして、大和高田市域に入りまして葛城川の堤防の間までについては、大和高田市の方で事業を進めていただくべく、葛城市としても大和高田市の方と協議を進めているという状況でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 誰が、どこが管理、事業進めるということを聞いてるんじゃないんですよ。この道路が最終的にどこにまで延びるのかということです。大和高田市までじゃないんでしょうと。坊城線ということになれば、京奈和道路のところまで、側道までつながる道ということで、それぞれの市が分担をして事業を進めておるということでいいんですかね。再度お聞きします。

朝岡委員長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 大和高田市側の方につきまして、葛城川の堤防までというのが1つのネットワークというふうに認識しております。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 これは国の事業ですよね。となれば、当然そういう広域的な道路ということで認定を受けておられると思うんですよ。国の計画の中では、葛城市の認識の中ではこの間やと言うてはるけども、国のこの道路に関する計画はそういう広域といいますか、大きな道路との、24号線の交通量を京奈和につなぐための、交通量を軽減するための道であるという当初の計画であったというふうに私は認識してるので、もうそれ以上の答弁はできないので、そういうふうに認識をしておきます。ありがとうございました。

朝岡委員長 この件について、また何か補足をしなければならないのであれば、増田委員の方に説明をしておいてください。

下村委員。

下村委員 今の増田委員の意見に関連といたしますか、できればわかりやすく地図なり図面に、ここからここまでが国鉄・坊城線と、ここからここまでが1号線とか、そういうようにしていただ

いたら一番わかりやすいというのと、なぜこんなことを言うかということ、また後で出てくる議第69号で、和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事ということで、これはこのときにまた質問したいんですけれども、これも架道橋から東へ何メートル、西へ何メートル、下がってる部分ですね。それもやっぱり私だけと違って皆さんもはっきりと知りたいと思うんですよ。だから、これも含めて、わかりやすい図面を出していただいたら、我々も理解しやすいと思うんですけれども。ちょっと提案なんですけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

朝岡委員長 では、次の、第69号のときまでに間に合うのであればということで、その提案はよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

ほかに、この第55号の認定について質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようであれば、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第56号、葛城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

池原産業観光部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議第56号、葛城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律施行による農業委員会等に関する法律の改正に伴い、葛城市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止し、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものでございます。

内容につきましては、農業委員会の委員の定数を14人とし、農地利用最適化推進委員の定数を9人と定めるものでございます。各委員の選出方法につきましては、農業委員会の委員は議会の同意を得て市長が任命する選任制となっております。また、農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農業委員会が委嘱い

たします。施行日は交付の日からでございます。また、9月議会におきましてご説明させていただきますました農業委員会法改正におけます説明書を参考までに添付させていただいております。それでは、よろしくご審議お願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。この添付資料があると思いますのでご参照ください。

増田委員。

増田委員 若干ご質問をさせていただきます。

26名が14名になるということでございます。この改正によって、農業委員が従来行っていたおった業務について、同じ業務を26人から14人にされるのかという質問でございます。簡単に言うと、半分ぐらいの人数で従来の業務といいますか、責任を果たせるのかなという心配が1つ。

もう一つは、過半を認定農業者と、こういうふうに定義づけておられます。認定農業者というのは、ご存じのとおり、なりわいを農業とされておられる方が認定農業者であろうと、私、そういうふう認識をしております。となると、なりわいに支障を来たさないのかなと。従来の26人の中で認定農業者過半となれば、いろいろ支障はございますでしょうが、さほど、問題はないと思うんですけども、人数が減って、まださらにこういう認定農業者を半分入れて、非常に農業の忙しい時期等々、支障を来たさないのかなという、こういう心配があるんですけども、その辺のところのご答弁をいただきたい。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいま増田委員の方からご質問いただきました、農業委員の業務そのものが、26人から14名になったことにおいて重度の業務にならないかということでございますが、この農業委員会法の改正におきまして、農業委員会の組織そのものが従来の農業委員と農地利用最適化推進委員の2つに分かれるということで、従来の農業委員の業務の中で特に重点化されたのが農地利用の最適化の推進であることが明確にされました。そして、今まで農業委員でやっていただきました農地利用の利用集積等の業務につきましては、農地最適化推進委員の業務という中に区分分けされたという形になっております。

それと、認定農業者でございますが、認定農業者は過半数を占めるものという形の中でなっておりますが、特例といたしまして、施行規則第2条におきまして、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合が記載されており、認定農業者が委員定数の8倍を下回る場合につきましては、議会の同意により4分の1とすることが可能であるとされております。本市の認定農業者数は49人でありますので、農業委員に認定農業者が占める人数は4人となります。ですから、認定農業者が、増田委員が言われましたように、なりわいとして日々大変な状態の中で過半数を占めるということは大変なことだと思いますので、この特例に基づき、14人のうち4人が認定農業者となるということでご理解のほどよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。業務を14人プラス推進委員によって仕事を振り分けると、それでカバーす

るということですね。それから、認定農業者は、過半というふうに、私、今認識してたので、特例を設けて4人というお考えでございますね。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、増田委員から質問あったと思うわけやけど、今の農業委員会の改正の中で、今までの農業委員の仕事は、農地転用、そういう仕事が多かったけども、今後は農地の利用促進というのか、そういうことを重きに置いていくというふうな改正ではないかなというふうに思うわけですが、やはりこの農地転用等がまだまだあるわけやから、その辺の仕事の内容がどうなるのか。

それと、人数が14人ということで決められてるわけやけども、その区域の分け方というのか、偏ってしまっても具合悪いから、その辺の分け方をどういうふうにされるのか。今言われたように認定農業者、4人になってもよいということですが、全体的に44カ大字あるわけやから、その辺の区割りをどうされるのか、ちょっと教えてほしいというふうに思います。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいま岡本委員のご質問でございます。

従来の許可制、3条、4条、5条につきましては農業委員の業務、従来の業務とさせていただき、また、流動化におきます許認可業務につきましては、農地利用最適化推進委員の業務という形の中でやらせていただきたいと思いますと思っております。

また、各ブロック、この今回の農業委員会の法改正におきます農業委員または推進委員につきましては、公募が前提となっております。その結果、偏る場合も考えられますので、それについては各地区の中で協議させていただいて、偏らないような方向づけを考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 合併当時の農業委員と今とはちょっと考え方は変わってくると思うわけやけど、事前に今の農業委員の中で、例えば、今、部長おっしゃるように、これだけの面積とかいろいろあるわけやから、これだけの面積に対してというような形で決めておかないと、なかなか公募を受けて、それから検討しますといっても、ひとつの地域に固まってしまうたら、そこらはちょっとよっぽどまいこと、口で言うのは簡単やけど、非常に難しい。

だから、初めてのことやし、ちょっとその辺を慎重にやっていかないと、バランス、ましてや農業委員会の許可のことも従前どおりやっていくということになれば、今でもその地元の方で、今身近に起きている転用の中で、農業委員の農転かけるまでの間、土地計画法の問題とかいろんなことがあるわけやけども、そういう問題が今現に起きてきておるというようなことやから、まして地域性のことで、余りわからん人と言ったら失礼やけども、そういうような人がなったときに、本当に転用の方もうまくいくのかなと心配しています。その辺もあるので、できるだけ分散と言うたら言葉おかしいですけども、その地域を賄えるような努力をしてもらいたいなというふうに思います。

朝岡委員長 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

西井委員。

西井委員 農業委員の定数が減ることなんですけど、今まで農地転用手続き等は地元農業委員の判が要る。この形は葛城市が従来からやってたことでございますが、ほかの市町村では地元農業委員という形をやってないということもあります。やはり地元の農業委員がその地区を理解しているからという形で葛城市はやってたけど、今後その辺について、やはり地元を知らない者に判をもらいに行くとかいうことが、14人になるとしたら多々起こってくると。その辺の制度としては、今までのままやろうと思われてるか、やはり、地元農業委員じゃなく、また手続されたら農業委員会で検討して現場確認をするとかいう方法にされるのか、ちょっとその辺、できればやっぱりこの制度が変更になれば、合理的な形としては、今までの形が合理的だと思いますが、全体的な形でいったら、地元を理解していないところをお願いすること自身がやりにくくなるんじゃないかという逆の面も危惧するわけでございますが、その辺、どのように思われてるか、答弁をお願いします。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいま西井委員さんのご質問でございます。一番の問題点が、今言われた人数が減ることによって、減少した農業委員がその地区に目が届くかどうかというのが一番の問題点だというのは意識しております。ですから、現在、この農業委員の現場での業務、農地の利用集積とか、また、農地がどうなってるか等につきましては、現在、各地区に支部長さんというのが44名、市内におられますが、その方がこの農地利用最適化推進委員のサブ的な業務の中で、この44名に、各地区の補助業務としてやっていただきたいということで、今現在お願いしているところでございます。ですから、この支部長さん44名と新たにできる農業委員並びに推進委員が協力体制を持ちながら、地区の農業を守っていくという形をやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結します。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決することと決定をいたしました。

次に、議第57号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部長の米井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの議第57号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

改正理由につきましては、平成28年の人事院勧告では、家族形態の変化やさまざまな介護の状況に柔軟に対応できるよう、民間労働法制の見直しが行われているところを踏まえ、その改正内容に即しまして介護休暇の分割取得を可能とすること、介護時間を新設すること、法律上の親子関係に準ずる関係にある子等を養育する場合も育児休業等の対象とすることなどが勧告されました。それを受けまして、平成28年11月24日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた改正を行うものでございます。

介護休暇につきましては、現行1回のみ、6月以下の取得とされていましたが、合計6月以下の範囲で3回まで分割取得することが可能となります。また、日常的な介護ニーズに対応するために、連続する3年の期間内で1日につき2時間以下で勤務しないことを承認することができる介護時間制度を新設いたします。

主な改正内容でございます。新旧対照表で説明を申し上げたいと思います。お手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。左が旧、右が改正分でございます。

第8条の2の改正でございます。育児または介護を行う職員の早出遅出勤務につきまして、対象となる子の範囲を法律上の親子関係に準ずる関係にある子等を養育する場合も含めるものでございます。また、本則15条において、要介護者に関する規定を設けることに伴い、これによります文言整理を行います。

第8条の3の改正でございます。本則第15条において、要介護者に関する規定を設けることに伴います文言整理でございます。

第11条の改正でございます。休暇の種類に介護時間を加えるものでございます。

第15条の改正でございます。介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月を超えない範囲内において、介護休暇を3回まで分割取得することができるものと改正するものでございます。

第15条の2は新設でございます。職員が要介護者の介護をするため、第15条の介護休暇期間を除く連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない時間について休暇を取得することができるものとします。介護時間につきましては、育児時間及び介護休暇と同様、無給の休暇とするものでございます。

附則第1項といたしまして、施行期日は平成29年1月1日とします。

附則第2項は、経過措置といたしまして、施行期日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものにつきましては、残余の期間を分割して取得することができるものとしたしておるわけでございます。

以上のとおりご説明申し上げて、またご審議よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第58号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

米井企画部長 ただいまの議第58号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

改正理由につきましては、平成28年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について、民間事業所における好調な支給状況を反映して民間が公務を上回ったことから、0.1月分の引き上げが勧告されました。それを受けまして、国の特別職の期末手当を0.1月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年11月24日に公布されたことに準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.1月分引き上げるために本条例を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、改正条例第1条におきまして、平成28年12月に支給します期末手当の支給月分を0.1月分引き上げ、現行の1.65月分から1.75月分に改正するものでございます。

改正条例第2条におきまして、平成29年度以降に支給する期末手当につきましては、第1条で引き上げた0.1月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05月分に分けまして、6月期は1.5月から1.55月に、12月期につきましては、第1条で引き上げました後の1.75月から1.77月分に改正するものでございます。

附則第1項といたしまして、この改正条例につきましては、公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は平成29年4月1日施行とするものでございます。

附則第2項では、平成28年12月期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を平成28年12月1日に遡及をして適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と平成28年12月

9日に支給する期末手当の差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第59号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

米井企画部長 ただいまの議第59号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。

改正理由につきましては、平成28年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について、民間事業所における好調な支給状況を反映いたしまして、民間額をも上回ったことから、0.1月分の引き上げが勧告されました。それを受けまして、国の特別職の期末手当を0.1月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年11月24日に公布されたことに準じまして、常勤の特別職の職員の期末手当を0.1月分引き上げるため本条例を改正するものでございます。また、市長に係る給料月額及び退職手当の算定における給料月額について、平成29年1月1日から任期満了の平成32年10月30日までの間、現行89万円から半減するものでございます。

主な改正内容につきましては、議会議員の報酬等に関する条例と同様でございます。ご審議よろしくお願いします。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

下村委員。

下村委員 今回のこの特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の中に、今説明のありましたとおり、附則5、平成29年1月1日から平成32年10月30日まで

の間、市長の給料月額及び退職手当の算定における給料月額は、別表の規定にかかわらず44万5,000円ということで半額にするということ、これは市長からも説明ありましたけれども、まず、この件に関しまして調べましたら、この葛城市特別職報酬等審議会条例というのを、これは葛城市の1つの条例なんですけれども、その中の第2条、市長は次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会に諮問するものとするということで、(1)で議員報酬の額、(2)で市長、副市長及び教育長の給料の額というのが記載されております。また、国の方の特別職報酬等審議会条例というのがございまして、その中にも、特別職の給料(報酬)の変動に際し地方自治体にあつては審議会に諮らねばならないのであるということが記載されております。こういうことで、私は市長の給料を半額にするのは反対とか、そんなことじゃないんですけれども、報酬審議会というのをやっぱり開くべきであると。

これはなぜかといいますと、葛城市が誕生して、まだ一度もその報酬審議会というのは開かれておりませんし、当時といいますと、今から約12年前、これはまだ合併してませんでして、旧當麻町、旧新庄町の合併協議会の中で、この報酬の件で、今、私、資料を持ってますけれども、そのときは検討小委員会という形で議員の報酬とかの検討はされました。これが今の、恐らく報酬審議会と同じものだと思うんですけれども、副市長の給料の件もありますし、急いでこれを採決する前に、可決するか否決か知りませんが、採決するまでに早急に報酬審議会を開いてほしいと、これは私の1つの要望なんですけれども、それでちょっと今回の条例改正は、どうも今すぐに検討して答えを出すということはどうもしにくいので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思います。

朝岡委員長 市長、答弁をしていただけますか。

阿古市長。

阿古市長 今回の市長報酬を、半減にするというのは、私の実は公約でございまして。それで、今おっしゃってる部分、非常に理解しております。特別職に係るもの、非常勤特別職に係るものは審議会を設けて検討するという、その趣旨も理解しておりますけれども、本則を改正するものではございません。通常、今回の条例案の提案につきましても、本則そのものの別表と書いておりますその給料のその部分にかかわるものではなく、あくまで時限的に本則の給料を前提としつつ、公約に基づいて半額の変更の議案を提出させていただいたものでございまして、本則そのものを改正するものではないという理解のもとに、今回上程させていただいております。

朝岡委員長 審議会を開くということに関してどうなんですか。

阿古市長。

阿古市長 下村委員おっしゃいますように、葛城市が合併してから一度もその議論はされておられません。ある一定の期間をもちまして報酬審議会等を招集するという気持ちはございます。ただ、今回の条例案の改正に伴って、本則の別表を改正するものではございませんので、その審議会以前の問題として本条例を提案させていただいております。

朝岡委員長 米井部長。

米井企画部長 議論の中で、審議会の開催でございます。合併後、平成17年2月1日以降に3回、報酬審議会を開いておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 それは、米井部長の言われたのは、私、ちょっと知らなかったもので、大変申しわけないと思います。私の知り得る限りでは、合併してから一度も審議会は開かれてないということが頭にございました。

それはそれとして、今、市長の言われるのもわかるんですよ。本則は変えてないと、自分の公約でということはわからないではないですけども、できればこれを検討するまでに報酬審議会を開いていただいて、市長の言われることもご理解いただいた上で、市長の給料を半額にするということに決まれば、何ら私、問題ないと思うんですけども、この場ですぐ決めてしまうということは。

ちょっと極端なことを言いたいんですけども、こんなことあり得ることないんですけども、選挙の公約として、逆に、葛城市の財政は今物すごく豊かであると、だから、立候補する私の給料を倍にしますと言った公約もありえます。また本則は変えないということで、自分の考え方で倍にすることもできる。これは仮の私の考え方なんですけれども、理屈でいいですとそういうことも可能ということなので、できれば報酬審議会を開いていただいて、その中でご意見を拝聴しながら、結論を重要視していただきたいなと。

これは私の要望でしかないんですけども、よろしくお願ひしたいと思うんですけども、考え方が変わらないかもしれませんが、もう一度、ちょっと市長の答弁をお願いしたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 市長報酬の根本的な額面を変えるという議案では実はございません。先ほども申し上げましたように、あくまで本則は給与として月額89万円というものは前提として残っております。ただ、私の在任期間につきまして、その額を半額とするという附則の部分で変化をさせるわけございまして、本則そのものを変えるという議案ではないということをご理解いただきたいと思います。

下村委員がおっしゃいましたように、報酬審議会というのは、やはり私も開かれるべきかなと思いますので、その本則そのものを改正する作業が必要なのかどうかということは精査いたしまして、ある一定の時期をもって、その特別職、非常勤特別職の本則の給料月額のところを書いておる部分については、一定の審議をする報酬審議会等は開く時期があるかと思いますが、今回の議案に関しましては、本則そのものを改正する議案ではございませんので、あくまで附則として、私の在任期間中、私の給料を半額とする議案でございますので、本則そのものを改正する時期には必ず報酬審議会を開きたいとは存じます。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 今現在、この件では本則を改正するわけではないので報酬審議会を開かないということな

んですけれども、極端に言いますと、まだ決まってない副市長の件もございます。現実考えますと、非常にやりにくいと思います。というのは、市長よりも副市長の給与の額が、倍とは言いませんけれどもかなり高額になってくるわけで、そういう面で現実、今度誰が副市長になられるのか知りませんが、非常に着任するのがやりにくいと私は判断しておりますけれども、そういう点も、当然市長もちゃんとわかりながら、そういう答えを出されていると思うんですけれども、私からはこういうことだけを述べて、私の意見は終わっておきたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 先日、本会議上で発言されたことを翌日訂正されておりますけれども、先ほどお話をされましたように、公約にのっとって半額ということはこの条例の改正でうたわれておると。これはもう当然公約ですので尊重するべき、また、市にとってもそういう市民に理解をいただく、事業に対する理解をいただくための市長の思い切った判断というふうに評価をさせていただきます。

ただ、訂正をされた討議資料の中の、これも公約の1つかと思います。これは同じような市長の報酬に関しての、当時の候補者としての考え方として、自治体規模に見合った市長報酬の減額と、こういうふうにも言われております。これは、私、どちらが優先するのかというのは、これはもう一体のものと違うかなと。中身が報酬に関する同じ目的の理由が、市民に対する痛みをみずから先に形としてあらわすねんという目的と、財政に見合った報酬の見直しと、この2点が報酬の見直しの中に阿古市長の公約として上げられておると。今、下村委員がおっしゃったように、私もこの見合った報酬というものも、この際、この2分の1と並行して審議会を開いていただくということをご判断いただくべきかなというふうに思いますが、ご答弁をお願い申し上げます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 本議会の席で訂正を入れさせていただいた部分についてのご質問もあったと思います。選挙に入るまでに、討議資料という形で実はパンフレットといいますか、資料をつくらせていただきました。その中で、行政改革を推し進めます、急激な高齢化社会を迎え消費税率のアップと地方創生が叫ばれている今、葛城市の規模にふさわしい行財政運営をします、事業の優先順位を明確にし、ぜいたく過ぎる事業は見直し、行財政改革を推進し、サービスの充実と並行して、将来の世代の負担の増加を抑えますという項目をうたっております。その細目といたしまして、公共バスからデマンドタクシー方式、乗り合いタクシー方式への見直し、新道の駅へ税金での補てん禁止、自治体規模にあった市長報酬の減額、膨れ上がったイベントの精査、市役所職員の適材適所の配置、「何でも課」の設置という形でうたわせていただいております。

それから、選挙戦を戦うまでの間にいろいろな議論をしました。この部分では、実は市長報酬を幾らカットしますとかいう話、具体的な数字は実は入れてないんです。それは、今おっしゃっていただいている報酬審議会で審議されるべき問題やと思っております。ただ、選挙

戦に入るに当たりまして、葛城市長選挙選挙運動用ビラというものを葛城市選挙管理委員会の方に提出いたしまして、証紙をいただいて張っておるものがございます。これが選挙戦を戦うに当たりましての私の最終的な公約となっております。

その中で、日本一より市民第一という項目を1項目上げております。4項目のうちの1つなんですけども、そこには市政をオープンにし財政の健全化を図ります、税金の無駄使いをストップ、福祉医療子育ての環境整備を優先します、老朽化した水道管の布設替えをします、市長報酬は半額にし市長みずから身を切る改革を実行します、党派を越えて市民のための市民党政治を目指しますということで、これは新聞等にも出させていただいてる広報的なものでございます。その中で、選挙戦を戦う中でいろんな議論が、実はミニ集会等でもございました。その中で、私はまず改革するに当たって何が必要なのかということを念頭にし、その部分での市長給与の半額、市長報酬の半額というものを公約にさせていただきました。

前回議場でも申し上げましたように、これからさまざまな改革を推し進めるに当たりまして、まず我が身から削る作業が必要ではないかと、全ての事業を継承するという形にはならないと考えております。財政規模に見合った行政サービスのあり方、事業のあり方を必ず模索し改革していきます。その中におきましては、必ずしも市民100人おられましたら100人ともいいではないかというものができればいいんですけども、必ずそういうものでないものもございます。こういうサービスが今あるのに、これは変えられることによって不便を感じる市民の皆様方もおられると思います。そういう皆様方に、私が夢と描く改革を推進するためには、まず我が身を切って、済みません、お願いしますというその気持ちをあらわさなければ、当然その改革ができないものと思っております。そういう意味におきまして、私は市長報酬を半額にするという公約を打ち出させていただいたわけでございます。

先ほど下村委員、増田委員がご指摘のとおり、本来、本則である給料表を改正するのであれば、それは給料の審査会等を開いて、本則そのものを議論するべきであると考えております。しかし、私が今回上程させていただいた議案につきましては、時限的に附則で、本表である給与表の半額にするというものでございますので、ご指摘のものとは全く違った形のものであると理解しております。

先ほど委員のご指摘がありましたように、いや一度特別職並びに非常勤特別職の給料の見直しの議論も必要ではないかというご指摘やと思います。その部分につきましては、この条例案とは別に、またその機会を設けることも考えていきたいとは存じますが、今議案についてはそれに触れるものではございませんので、この形での上程をさせていただいたわけでございます。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 先ほども申し上げてますように、今回上程されております議案に対して、私も、先ほど下村委員もおっしゃってるように、何ら市長、この公約に従って2分の1にされるということに関しましては、非常に立派な英断であろうというふうに評価をさせていただいてるんですけども、まず1つは、身を切る改革をされるということで、市民に対してどの程度、どこまでかわからない事業の改革、それをされると。市長がここまで、今までやってた事業をもう

廃止にするというご判断が、失礼な話、この半額ぐらいに見合うのかというふうな、もうずばっと市民に対して致命傷となるような痛みであれば、もう我慢できないというふうなこともなります。

逆に言いますと、市長があれだけの英断をされて、市民にどんな負担が及ぶのかなと、こういう不安も、私、出てくるのかなという、常識をお持ちの阿古市長でございますので、そういう市民が痛くて痛くて生活できないほどの痛みを伴うような改革はされないというふうには思いますけれども、非常にその判断といいますか、やられたその勢いが市民にとっては逆に不安にもつながる、そういう要素にもなるのかなと、若干そういう市民の声も私のところにもいただいております。

私が今お願いをしているのは、選挙期間中に、当初のこの公約からこういうふうにシフトしてきたというのは、すごく理解はできるんですけども、この先のピラによる阿古市長への評価といいますか、こういうことをされるのやなというふうに評価されて、阿古市長頑張れと支援された方もおられると思うんですよね。だから、これはもう没になったわけでは私はないと思うし、先ほど審議会のご理解もいただいているので、繰り返しますけれども、同じ報酬に関する改革をされるというのであれば、少なくとも並行して、もしくは先の見える明確な報酬審議会の開催というものを明言されるべきかなというふうに思うんですけども、再度よろしく願いいたします。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 私が事業を見直す場合は、例えば、あしたからこういう事業をやりますという形にはならない。本会議の席でも申し上げていますように、一定の検証をしないと、その事業なり、その制度といいますか、システムを変えていくことはできないと考えております。ですから、一定の期間、検証と、それと新たな事業の組み立てにかかわる部分、それはずっと時間的に当然タイムラグがあります。本会議の席で申し上げたのは、通常の流れでいけば最短3年かかる、変化させるに当たっては3年かかるという認識であります。

ですから、私が考えているのは、市民の皆さんに対して、私が報酬を半額にしたから、じゃあ皆さん、半額のサービスしかないですよというような提示の仕方は全くしておりません。当然、市民の皆さん方が喜んでいただける、私は人様に優しい葛城市をつくりたいという思いが強いので、そのような考え方は全くございません。ただ、そういう葛城市の行政規模に見合った行政サービスのあり方、事業を変革するといいますか、改革するに当たりまして、まずその取りかかるに当たって、みずからの姿勢を示さなくてはいけないという認識でございます。

ここの検討資料とここの公約の部分の時期的なずれがあるというのは、まさにその部分にあります。市長報酬を減額しますということは、実はもう討議資料の中でうたっておりますけれども、そのときの減額の規模というのは果たしてどれぐらいなのかなということは報酬審議会の方で精査していただけたらいいことでありますが、それは本則の改正に基づいたとき、報酬審議会等で審議していただきたいと存じます。

ただ、今回のこの条例案につきましては、公約に基づいて、まずその姿勢を示した後に、

葛城市の行政サービスのあり方、事業のあり方、財政規模に見合った行政サービス、事業のあり方を模索する、その作業に入るには、まず我が身を削らないとその作業に入れないという認識で提案させていただいておりますので、本則を改正すべき問題ではないと考えております。

当然、本則を改正するときには、報酬審議会等を開催させていただくのが当然だと思っております。市長、副市長、教育長並びに議員皆様方の報酬をどうしますかというときには、当然、本則の改正でありますので、報酬審議会を開催いたしたく存じます。ただ、今回の案件につきましては、本則を改正するものではなく、まず我が身の身の置き方を示したものでありますので、全く別の意味でございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 この条例を私は否定してないというふうにも、先ほど申し上げておるところでございます。先ほど若干触れられました、市民に対する痛みという部分につきましては、これはどこにも出ておりません。唯一出てるのは、ある新聞紙上の中で、市長と記者の方がご答弁された内容の一部のところに、今後市民に対して数々の負担をかけるので、それならみずからがまず先頭を切って身を切るんだと、こういうふうに新聞の方で報道されてたので、市民の方もその記事を聞いて非常に心配をされておると、こういう新聞の記事からの評価でございますので、その辺のところはお間違えにならないようお願いをしたい。

市長は、先ほどからおっしゃってるように、そんなむちゃなことをするようなことはしませんと、検証した上で、これが妥当であるということをいろんな方面から検討をされて事業を見直す、改革をしていくと、こういうふうにおっしゃられているので、それはもう尊重をさせていただきますし、私はそのようにしていただくものやというふうに理解をしております。

ただ、繰り返して申しわけないんですけれども、私は本文を改正しないとちょっとまずいんじゃないですかと言っているではありません。阿古市長も選挙中におっしゃられてた自治体に見合う報酬の見直しが必要やということもおっしゃられてるので、そのことはいつになるかわかんけども報酬審議会は開きますよという返事じゃなしに、ある一定の時期を示していただいた上で、こういう報酬に関する見直しなり、検討を今後進めていくと、こういうふうにご説明をいただきましたかった、ご説明をいただいたら、そうすれば一定の理解もできるんですけども、報酬審議会の開催についての明確な時期等が私どもになかなか伝わってこない。そんなのはいつでもええやないかいと、こういうふうにしかなんか私には伝わってこないもので、そのことを懸念いたします。

朝岡委員長 答弁されますか。

阿古市長。

阿古市長 報酬審議会等については、一定の時期とおっしゃいますので、来年度報酬審議会を開催いたしたく存じます。報酬審議会等の予算については次年度にさせていただきたいと思っております。それはあくまで本則の給与の別表の部分をいろんな角度から検討していただくものと理解しております。また、今おっしゃってる部分は正にその部分やと思っております。ただ、今回上程

させていただいてるのは、その本則とは別の附則の部分で、時限的に一定の期間、今現在の報酬の表に基づいて半額とする議案でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 今の市長の答弁では、平成29年度に実施されるということですね。増田委員、それよろしいですか。

ほかに質疑は。

藤井本委員。

藤井本委員 いろんな委員の方からご心配をされてる部分というのもよくわかります。しかしながら、市長の答弁では本則を改正する場合は、審議会に問う。そうではなく本則を改正しなくても選挙で公約として市民に問われて、市民の方も認めておられるという部分がございますので、それを尊重したいと私もこのように考えておるところでございます。そこで、部長にお尋ねしたい。

市長が言われるように、本則は改正しないが、時限的に附則においてこの部分だけを改正するというところでございます。この条例改正が違反にならないのか、違反になるのであれば、やっぱりこれは何ぼ選挙の公約とはいえおかしくなりますので、条例の違反になるのか知らないのかですね。市長は来年度に報酬審議会を開くということでございます。そういうことで意見も聞くということですけども、部長にお尋ねしたい。そのところだけをお答えいただきたいと思います。

朝岡委員長 米井部長。

米井企画部長 ただいまのご質問でございます。あくまでも本則をさわらない。本則をさわる場合は当然審議会に諮問をいたします。答申をいただいて、それで決定していくということになるわけでございます。本則はさわらずに附則にて対応するという期限的なものでございますので、何ら問題はないものというふうに考えております。

朝岡委員長 藤井本委員はそれよろしいですか。条例違反ではないということです。

ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 今、いろいろ話を聞かせてもらっていた中で、例えばビラの中で、いろんな形の中で、選挙中公約として半額にするということを検討したと。当初の形からいったら変わってきたということで、公約ではございましょうが、実際公約自身が、市長になればそのまま継続、全部が全部継続できるんじゃないかと、またいろんな形の中で相談すると。その1つの提案として、市長の半額を提案されてると。議会の中でも、議会の意見も聞きながら公約との、変更ということも含めて考えるという気持ちはございませんでしょうか。実際、公約とか、今まで言われたことがそのまま全部継承すべき、議員生活中でも話されたことについて、変わってる部分については、やっぱり何なりと弁明しなければならないという立場になられていると思うわけでございます。

例えば、後から出てくる議案ではございますが、JRとの協定変更、これについても、当初、阿古議員は、たしか8年前か、私も一緒に工事請け負いについて否決をしたという思い

があるわけでございますし、私自身は否決をしたけども、また新しく予算の組み替えをされて、市独自のお金の出し方がやっぱり補助金の率を高める形の中で契約をされたと。そういう当初はたしか8億円ぐらいでしたかね。余りにも1つのところへ8億円を、市独自の単費を出すのは大き過ぎるやないかという思いで反対させてもらったと。それが変更した中で2億何ぼかな、という話になってきたということで意見を変えさせてもらった。しかしながら、当時、たしか阿古議員のときは一貫して反対を続けられたと。それがいつの間にかというか、市長になられてからだと思いますが、この工事案件も出てくると。

だから、公約というののもあっても、現実には、公約で50%になるまでの経緯の中でいろんな方と相談されたということでございますので、やはり議会とも相談しながら、いろんな意見が出ておるわけでございますので、ちゃんと相談して、変更すべき点は変更するというふうにするのが、やはり市長としての提案も含めて、議会との話し合いをするのが当然じゃないかなと。そういう面で、どのように思われているのか。今の話では、この間からの一般質問も含めて、私の公約やと、公約やから認めよというような意見になってるから、やはりそれでは余りにも議会軽視じゃないかなという思いを議員さんが持たれているように感じるわけでございます。どのように思われるかどうか、答弁を。

J Rの話については、もう過去の古い話ですが、方向性が、この議案が出てくるというのは、変わっているのは事実。だから、何年かたったら変わる、また何日かたったら変わっているんやから、その辺を変える意思があるかどうかということをやちょっと。

朝岡委員長 J Rの話についてはちょっと言わないでください。後の議案のときにお願いします。公約のことについてということなので。

阿古市長。

阿古市長 公約につきましては、さまざまな公約があると思います。それで、今回、この私の公約の部分で、私自身の給料に関する案件ですので、私が判断して議案を提出させていただくことができます。ただ、ほかの部分の公約につきましては、当然のことながら議案審議の中でさまざまなご意見をいただきます。その中で、当然公約といえども実施には至らない部分、もしくは変更せざるを得ない部分、それは議会ですまざま議論をいただきまして、ご意見を頂戴したいと存じております。

だから、公約にはいろんな及ぶ影響の範囲というのがあると思うんです。今回の私の公約の市長給料の半額、これは私のみが痛みを受ける部分でございますので、私自身の判断で議案を提出させていただきました。その辺は、委員がおっしゃってる公約の部分については、今回も議案として提出させていただいておりますし、何ら私個人でその条例があるのに、無視してそのまま半額にするというふうな処置は当然できるものではございませんので、その過程をちゃんとたどっております。

ほか市民皆さん方に関する部分、並びに事業に関する部分についての公約は、決して議会軽視を私はした覚えはございませんし、これからもそのように説明申し上げて、ご理解を求めてまいりたい。また、変更すべき事項は変更していくということはやぶさかではございません。ただ、今回の議案につきましては、私自身だけに及ぶ議案でございますので、こうい

う形で議案として上程させていただきまして、ご審議を賜っていく。そんな独断で何かをやるという意思是私の政治姿勢からは全くございません。

以上でございます。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 私のことでございますのでということでございましょうが、確かに先ほどから増田委員もおっしゃってるように、自分の身を切るという形でいえば、最近いろんな選挙ではやりのような、東京都も含めて報酬を半額にするとか、また、数年前の香芝市もそういうことを選挙の公約にするような選挙がありました。私、市長に申し上げたいのは、公約で言ったからじゃなくて、報酬というのは、やはり報酬に見合う以上の仕事をしてもらいたい。もちろん、市長自身は報酬を下げて、それ以上の仕事をしようという意味を持たれていると思いますが、実際は報酬を下げるんじゃなく、それ以上の仕事をもらいたいという、これは議員さん皆同じであると思います。

そやから、報酬の問題を公約してるけども、実際、その辺の中で実際の仕事の内容、また、将来的に葛城市の市長というのが報酬を半額するという形を公約にして、若い立派な、将来的には人間が出るかどうか。やはり生活するのに、阿古市長は経済的に結構な方ですので、半額というのも可能ではございましょうが、例えばお金がない、しかしながら政治的にはすぐれているという方の芽を摘むようなことにもなる。やはり、常勤の特別職というのは、生活費という意味合いの月給という部分もあるわけです。それが自分は半額にしても生活ができるので半額にされる。それなら半額よりもっと下げたらええやないかという議論も市民から聞くわけです。

そやから、公約といえども、やはり将来のことも考えた中で、将来のことを考えてるから今期だけやとおっしゃると思いますが、ただ、そういう例が本当によいのかと私は思うわけです。議会の方もいろんな意見がある中で、もうちょっと議論を高めるべきやないかなと。私のことやからほっといてくれと言わんがばかりの答弁じゃなく、やはりもっと議論を尽くした中であるべきやないかなと思います。ただ、報酬については、現実には少なくすることについては私自身も反対ではございません。しかし、公約やというだけでない、理屈のある形を説明してもらうのが筋ではないかなと思います。

朝岡委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 04 分

再 開 午前 11 時 39 分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、西井委員の質疑に対する答弁を求めたいと思います。

阿古市長。

阿古市長 私は、今、公約の中で市長給与、報酬を半額にしますということで今回議案提案させていただいております。ただ、給与を半額にすることによって、仕事をどうのこうのという考えは全くございません。全力でその職務に当たる決意でございます。先月については、実は土曜日、日曜日も含めて半日だけ休み時間をいただいたというのが実情です。できる限り全力

でその職務に当たりたいと存じます。

それと、もう一つおっしゃいました、現市長はそれでいいかもしれへんけども、これから将来的にそういう職につかれる方がおられて、じゃあその給与も半額でということは、今回の議案の中では、あくまで時限的、私の任期の期間中をその給与表から半額にするということのご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 先ほど質問したように、報酬を半額にしても、月給を半額にしても全力でとおっしゃる意味合いは、質問しながら、私も申し上げていたわけですが、ただ、この報酬について、今いろんな意見が出てくるというのは、議会の方にも議案を出す前に、ほかの市町村も含めてバランス、三役のバランスも含めて、やはり十分検討した中で議案を出してもらい、また、議会にはある程度打ち合わせしてもらうべきではなかったかと思うわけですが、その程度に今のところとめておきます。

朝岡委員長 この際、第59号の議案について、委員として質疑をさせていただきたいので、暫時、副委員長と交代をさせていただきます。

西川朗副委員長 それでは、委員長にかわり、暫時、委員長の職務を行います。

引き続き質疑を行います。

朝岡委員。

朝岡委員 では、委員の立場で少し市長に質問といいますか、質疑をさせていただきます。この間の各委員からの質疑につきましては、市長の給与をみずからの改革のもとで、身を切る改革ということで半額にするという公約を掲げた上で、この公約実現のために今定例会の議案に提出をされた、このことは十分理解をいたしております。その上で、少し市長のご見解を求めておきたいことがございますので、質問をさせていただきます。

今、委員からさまざま報酬審議会のお話が出ました。この件については、市長も一定のご答弁をされていますから、理解はさせていただいています。しかしながら、今後の事業の見直しの中で、市民にも痛みを感じる場面があると思う、まずはみずからの身を切って理解を求めたい、このように記者会見では発表され、新聞記事に掲載されました。

ご自身が公約でおっしゃられたことは、それはそれでいいかもわかりませんが、市民に身を切ることの痛みを伴うということであれば、今空席になっている副市長に対しても、一定のやはり政治信条をともにする今後副市長をお選びになる場合には、今お手元にある別表では副市長の給与は74万円でございます。これをやはり身を切る改革をともにする副市長にも一定の、やはり市長として附則の中で行われる行為をするべきではないかなと、このご見解を求めておきたいなと、このように思います。

ちなみに、県下の各それぞれ特別職の減額修正については、その市によってさまざま行われています。樫原市については5%の減額を市長が提案されたときに、同じく附則として副市長も5%の減額をされています。香芝市については、8年前に、やはり一騎打ちの選挙があって、当時の候補者が50%の削減を今の市長のように掲げたときに、公約にはなかったけ

れども、副市長を50%の減額にされています。天理市については、細かいですが8%の減額を市長がされたときには、副市長は7%の減額をされています。大和高田市についても、20%の減額の後、さらに25%の減額をされて、同じくして、同時期に市長から副市長の減額修正をされています。これは報酬審議会にどこも諮っておられないそうでございます。桜井市についても、30%の市長の減額修正の際に、副市長は、年度が変わってからであるけれども、25%の本則を変えずに月額を修正されています。宇陀市については、就任以来15%の減額をされ、副市長も10%の減額を平成26年4月1日から当分の間ということとされています。

これは全て減額期間を定められているということは、今、市長がされようとしてる附則で皆さん変えておられるんです。これは当然議会で諮られて、その当時、どういう形の理由でそれぞれの市が減額されているかは私はお調べしておりませんが、さまざま減額する理由があって、自分がともにこれから市政を担う右腕のパートナーも、そういうような形で市長がみずから提案し、それを当時の議会にかけられていると。

僕はこれが本当の意味で、市長が今本当に断腸な思いで、市民に痛みを伴う場面があるから、ご自身からは公約である50%を減額したいんですと、しかし、空席になってる副市長も、これから私が任命する副市長も、やはり私の気持ちをわかってもらうために、50%とは言いませんが、幾らかの措置をするということも、この附則で変えられるんですから、それをやはり同時期に提案してくるぐらいのやっぱり気持ちにならなかったのかということが、私は皆さん方が報酬審議会でと言われる理由であると思います。その報酬審議会を、平成29年度の年度内に開催するという前向きなご答弁をいただいたので一定の理解は示されたと思います。本則を変えることは、今、市長がおっしゃってるように、自治体の規模にあわせた給与を一度、十数年ぶりに審査会を開いて決めていただきましょう、それはそれは結構じゃないですか、我々の給料も含めて。

しかし、今、附則でこの任期中50%に下げる、身を切る改革をするというのであれば、あなたが決められる右腕の副市長を、なぜ身を切る改革を求めないんですか。それは私が少し質問をしたい最大の理由でございます。附則になぜそれを持ってこなかったか、また、なぜ副市長にそういうやはり気持ちになってもらうようなことをまず考えた上でこれをご提案できなかったのかというご見解をお聞きしたいと、このように思います。

西川朗副委員長 阿古市長。

阿古市長 ご意見を賜りました。本議案は市長の給与に関するものでございます。ただいまの朝岡委員の意見も参考に、これから考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

西川朗副委員長 朝岡委員。

朝岡委員 どのようにこのご答弁を私としては捉えればいいのかわかりませんが、参考にするということとは、早急にこの議案を修正して、一度この会期中に検討して、また提案されるという答弁にとらせていただいてよろしいのでしょうか。

西川朗副委員長 阿古市長。

阿古市長 まだ副市長の選任も終わっておりません。本人さんともまだ話ができてない、誰になるか、まだ今のところ決まっておりますので、その辺の調整も必要かなと思います。あくまで参

考として、今聞かせていただいております。

よろしくお願いいたします。

西川朗副委員長 朝岡委員。

朝岡委員 今、誰になるかまだ決まっていないとおっしゃいましたが、決まってからこの話をするのはつらいですよ。違いますか。やっぱりそういう思いをお話しされた上で選任をされてくるとすれば、その選任する時期にこの議案を持ってきたらいいんじゃないですか。修正を加えた上で持ってこられたらいいんじゃないですか。臨時議会を開けばいいんじゃないですか。私はそういうふうに思いますね。先送りしているだけやと思います。そのように私は思います。そういう意見を述べて質疑を終わっておきたいと思います。

西川朗副委員長 それでは、ここで朝岡委員長と職務を交代いたします。

朝岡委員長 再び、この委員会の委員長として運営させていただきます。

ここで、暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 2 時 30 分

朝岡委員長 それでは、休憩前、午前中に引き続き会議を再開いたします。

議第59号の議案について、ほかに質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 先ほど市長が給与を下げるということになってきたら、副市長もという議論がされています。これは奈良県の事例として紹介されました。今審議しているのは条例の話であって、いわゆる市長と副市長の給与が連動するものではないとは思いますが、そのことについてお尋ねしときたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 あくまで今回の議案は市長、私に係るものの給料の半減の議案でございます。公約に基づいて提出させていただいております。副市長につきましては、これは副市長とまた話をしないといけない事例やと思います。それはまた選任するときに当たりましてご相談申し上げたいなという思いでございます。でも、あくまで私の公約は私本人に係るものでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

下村委員。

下村委員 午前中にもちょっと言いましたとおり、この件につきましては、副市長の件も私は関連があると思いますし、継続審査ということでしていただいて、別に市長の考え方に反対とかそんなのじゃないんですけれども、もう少し時間をいただいて、継続審査ということでしていただきたいという要望でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ただいま下村委員からは、本議案について継続審査の申し出があったということでございますが、この件については、本議案を付託された委員会としましては、本来であれば会期

中の定例会に委員会採決を行うというのが本意であります、委員会採決まで至らなければ、次の定例会まで継続審査をするということは一定やむを得ないということでございます。議長に対して継続審査の申し出をするかどうか。委員会としてその取扱いを決めさせていただきたいと思いますので、お諮りをさせていただきたいと思います。

それでは、ただいま議題となっております議第59号議案については、本日委員会以降についても引き続き審査を行われるものとし、本会議の最終日の時点で委員会採決に至っていない場合は、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うということの取扱いについて賛否をとりたいと思います。

(発言する者あり)

朝岡委員長 だから下村委員からの要望で、そういう意見があったので、これはもう採決しかないんじゃないですか。だから、まだ質疑があるのであれば質疑をしてくれはったらよかった。

(発言する者あり)

朝岡委員長 そういうことと違いますの。

藤井本委員。

藤井本委員 質疑の中で、要望として継続審査でもう少し時間を要するということですけども、例えば、それであるならば、先ほど報酬審議会を開くべきということが委員会の中ではありましたけども、条例上、報酬審議会を開かなくてよいということの中で、それでは何のために継続審査にして、次の議会までとか、また臨時議会を開いたらええやないかと、こういうことでもございましたけども、例えば報酬審議会を開いてからしかこの条例改正は、あかんよというものなのか、どういう継続の意味合いがあるのか。いやもう少し審議をしなければならないと言われるのか。ただし、これについては、先ほど、今の下村委員の提案だけじゃなくて、西井委員の方からありましたけど、議会軽視というお話もございました。私はそれは全然違うと思います。選挙しながら、公約して、市長報酬は半減するということ、これはもう市民全員にうたってはるわけですので、これを議会軽視というのは私はちょっと違うと思います。

(発言する者あり)

藤井本委員 むしろ、こうやって公約されてきて、給料をもらうのがもうすぐ間近にあるわけですから、公約されたことがいわゆる半年先、1年先ならともかく、あるわけですから、この議案を出されてくるのは私は当然やと思う。この中で、意味は、わかるけども継続審査にしようとか、こういうことになってくると、やはりその根拠というものをきちっとしといていただかないと、継続審査に賛成ですか、反対ですかと、こういうことになれば、ここは何をもってそうされているのかということはお聞きしておきたい、確認しておきたいと思います。

朝岡委員長 では、今の進め方については、もう一度振り出しに戻します。

下村委員、もう一度継続審査にするということの申入れについて、再度審査の継続を要するということに対してのご意見を求めたいと思います。

下村委員。

下村委員 午前中も言ってましたとおり、報酬審議会を早急に開いてほしいということと、それと、継続審査にするということは、急いでやらなくてもいいと思うのは、年度変わり、来年度、

平成29年度4月1日からということでも、別に市民の方々は納得してもらえと思うんですよ。なぜこんな急ぐのかなということは、前からちょっと私自身思っていました。だから、もう少し継続審査ということで皆さんと一緒に検討していただいて、結論を出していきたいなど、そういうことなんですけれども、何かそれ以上の説明が必要ですか。簡単なことなんですけどね。

朝岡委員長 新年度になってから、その時間を要する審査をしたいと、こういうことですか。

藤井本委員。

藤井本委員 それは審査ですから、協議をする、時間をかけて何でも協議をすると、これはかければかけるほどいい案が出てくると、そういうことかもわかりませんが、しかし、今回は選挙という市民に問うという場でそのように言われて、市民に問われている。その中で市民はそれを承諾というか、市民に問われた結果、阿古市長が誕生した。問われて、自分が出した公約ですから条例改正の議案を出されてきた。時間は急がなくてもいいんじゃないかというよりも、公約に出されている以上、できるだけ早くという思いがある。もう今月の給与はもらわんとしようがない。例えば私、そういう立場ではないですが、私でもこうやって公約したら、それはしますよ。条例上、これは報酬審議会にかけなければならないのなら、それはかけなければならない。

私も、この休憩時間に全国的なところのことも調べました。全国で、確かに今はやりというのもおかしいですけども、財政のことを気にしている首長が給与をカットされている、されてないところよりもされているというのが多いんじゃないですかというようなお話がございました。その場合、報酬審議会というのもございますけども、これは報酬の水準というところを議論する場であって、先ほど午前中もございましたけども、期限的なところで市長の思い、市長そのものの思いでされる場合は、報酬審議会等関係なくされてるところが多いですよというアドバイスもいただきながら、副市長の件も皆さん懸念されてましたので、先ほど私もちょっと言いましたけど、副市長の報酬と連動するものではない。

確かに気分的に市長が半減されるので、副市長の方が多くなる、これは気持ちの上ではありますよ。でも、これはこの条例とは別の次元の話であって、この条例を話するときに、そのことまでも含めてお話するということになってくると、ほかの条例、いろんなことを話するのを、これをやったら、それでは、こっちもこうなるのと違うか、全てにかかってくると思う。だから、条例の話と大きな意味合いの話というのは、やっぱりそれらを考えていかないとというのが私の考え方でございます。ただ、これをクリアしないとやっぱりこれはできませんよというものがあるのやったら、これは私も継続審査として、審査を長くしよう、また深くしようということです。今回の場合は、急ぐ必要はないと言われますが、私はそれについては、ちょっとまだ理解できていない。

朝岡委員長 ほかにご意見ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、いろいろと報酬審議会の話が出てと思うんですが、報酬審議会というのは、いわゆる物価の上昇とか、いろいろな形の中で、本当に特別職、もちろん常勤も非常勤も含めて、

こういう給料、いわゆる報酬がええのかどうかというのが、審議するのが報酬審議会と私は思っております。その中で、報酬審議会から例えば100万円という数字が出てきても、即100万円を受け入れるのか。それはやはり市長なり議員の方も、100万円ということはありがたいけども、例えば95万円とめるとか、そういう裁量は皆持つてるわけですのでね。

報酬審議会と言われるわけやけど、先ほど出てるように、本則、本則という話をしてはるわけやけど、私は審議会に、この分として上がるものでもない。やっぱり市長の意向でこういうふうにするということであれば、私はその意向が正しいのではないかなというふうに思います。

それと、継続審査という話も出てますけども、継続審査に本当にこれが値するものかどうかということですね。それは何でも継続できる、全部値すると言われたらそうかもわからんけども、今のこの給料について、本当に継続審査をしてええのかどうか。それやったら、今継続審査していつてもらって、それは市長の意見も聞かんでもええかわからへん。継続審査というのは議会の中の話やからね。そやけど、やっぱりこれはいずれ決着つけないかんということになれば、継続審査にするのではなく、審査をして、ええか悪いか決めていった方がええん違うんかなというふうに私は思います。

朝岡委員長 もっと審査をしてということですか。

岡本委員 ここで審査をして、結論を出していったらええんと違うんかな。

朝岡委員長 ここでの結論を出せと。ここで採決をとれと。

下村委員。

下村委員 報酬審議会を開催してほしいというのは、1つの節目だと思うんですよ。先ほど、午前中もちょっと勘違いが私、ありまして、平成17年に開催されているということで、前市長の恐らく山下市長が委員を選任して、報酬審議会という、ある節目で開かれたと思います。今、阿古市長にかわれて、これも1つの節目だと思うので、先ほどまで出てますその市長の半額、給料の半額ということを審議するのではなくて、その委員の皆さんにご理解をいただきながら、その中でどういう意見が出るか、副市長の報酬はどうか、意見も聞きながら、報酬審議会委員の方々に説明もしていただき、そして、理解を得ることが大切だということで私は言ってるわけで、どうしても審議会を開いて、その中で審議せえとは私は言っておりませんので、そのところをちょっとご理解いただきたい。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 聞き間違いなのか、山下市長になられたときに、報酬審議会を開かれてるんですか。今、そういうお話があったと。いつに開いているかというのをもう一回確認させてください。

朝岡委員長 米井企画部長。

米井企画部長 平成17年に開催した審議会でございますが、平成17年2月1日から平成17年5月26日までの4回を開催しております。このときは吉川市長だというふうに思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 よろしいか、それで。

下村委員。

下村委員 ただ私が言いたいのは、1つの節目だから開催していただいて、委員の皆さんにご理解を得たらいいと、そういうことで私、言ってるだけで、平成17年、4回開かれているというのはちょっと私も知りませんでしたので、誤解を招かないようにお願いします。

朝岡委員長 米井部長。

米井企画部長 1回は委員の任命でございまして、審議会自身は3回開催しております。

朝岡委員長 4回中1回は任命で、残りの3回で協議をして答申を出されたと、そういうことですね。わかりました。

それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

朝岡委員長 ほかにご意見がありませんか。

西井委員。

西井委員 先ほど藤井本委員から議会軽視ではないとか、いろんな話があったけど、実際、昨日の本会議の一般質問のときに、通告している、していないという話も含めて、市長自身が説明できるところは説明してほしいというのは、過去においても、質問外の質問が上がることもあった中で、市長の給与半減については、後の議案に出てくるので、西川議員は、その辺を配慮しながら一般質問をされたわけですが、通告していないので答弁されなかったことはやっぱり議会軽視でないかなと。やはり、議案として提出するものについては、やっぱり丁寧な説明が欲しかったんじゃないかなということを先ほど申し上げたわけで、実際、その辺については、若干私の感覚では議会軽視じゃないかなということで申し上げたわけですが。

まだまだいろいろ、またもとに戻るわけですが、いろんな意見がまだ十分尽きてない中、もうちょっといろいろ意見がわかるように皆で話し合いをするとしたら、きょうもまだいっぱい案件もあることですので、継続的に話し合いしたらどうですかというのが下村委員の意見じゃないかなと私は思うわけですが。

朝岡委員長 片方では審議がもう少し不足している、時間的にも、この審査についてはもう少し時間をとってほしいという意見と、この案件についてはここで結論を出してほしいという意見と2つ分かれてございますので、こうして意見が分かれた場合については、最終的には賛否をとるという方法しかないと思いますが、ほかにございますか。

(発言する者あり)

朝岡委員長 だから、継続審査の賛否ということでしょう。

どうぞ、阿古市長。

阿古市長 私としては採決を望みたいと思います。もう議会の常識といたしまして、継続というのは否決という扱いの考え方でございます。一旦その議会の中で議案として提出されたものが継続審査になるということは、廃案という意味になりますので、その会期中で廃案という意味になりますので、それは否決という意味と理解しておりますので、もうこの場で議論も尽くしたことになると思いますので、採決を望みたいと存じます。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 そういう意味になるんですか。ちょっと違うと思うな。

藤井本委員。

藤井本委員 市長、議案が廃案となりますとか、そういうふうに言われたら、議会の中で審査をやるわけですので、何も廃案にしようというものでもないと思います。ただ、我々が言うてるのは、継続するのに理由がやっぱりもう少し明確でないとあかんし、いつまでというそれがないと、私は継続審査の意味がないと考えます。例えば、極端な話やけども、市長の次の給料もらうまでもう一回ぐらい委員会を開いて審査するのであればわからないことはないですよ。今聞いただけではちょっと無理があるというのは、それは理解も示すところではあるけども、いつまでの継続でいくのかわからない。

といって、今、下村委員の言われている意味はわかってるんですよ。そやけども、市長も来年には報酬審議会をするということを冒頭に言われている。それやったら、それが終わってからともとれるので、そこらが全然はっきりしてない。はっきりしてなくての継続審査になると、それが阿古市長が廃案という意味にとられたので、そういう言葉を発せられたと思うけど、それはそれでまた問題あるからね、市長。それはちょっと継続審査と廃案と一緒にはないですから、これはちょっと私からも申し入れしておきたいと思います。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 私の考えでは、極端に言いますと、本当に極端に言います。継続というのは、報酬審議会を開催していただいて、例えばあしたはできませんけども、あしたにでも開催していただいたら、その次の日に開いていただいたら結構なんですよ。例えば、3日間の継続でもいいわけですね。そういう意味で言ってるだけで、とりあえず報酬審議会をその間に開催していただいて、その次にこの場を持っていただいて、委員会で採決していただいたらいいと思うだけのことで。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 本当に、こういう意味での流れ、おっしゃってる流れは私も理解はしてます。しかし、報酬審議会というのは報酬の水準を決めるものなんでしょう。例えば、その水準を報酬審議会で決める。今の市長の報酬は89万円。今度報酬審議会を開いて85万円になったと。それやったら阿古市長は42万5,000円にするというだけの話になるわけでしょう。それが報酬審議会というふうに私は理解をしている。だから、今、阿古市長がこうやって、原則として、本則としてあるものを時限的に私はこうしたいねというのは、その報酬審議会にあわない、このように私は理解している。だから、意味はわかるんです。意味はわかるので、そことも話をしながら進めようよと、言われている意味はわかるけども、ここは水準を決めるところであって、これが下がったら、それはまた半分になる、同じことになるというふうに私は理解をしてるんですけども。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 委員間討議じゃないけども、考え方の根本的な違いがあると思うんですよ。名前を出して悪いけども、藤井本委員の言われるのは、それは規則どおり、そういうことで別に開かなくてもいいわけです。私の言ってるのは、先ほどから何回も言ってますとおり、報酬審議会を

一度開いていただいて、これは1つの節目やと思ってるので、そんなものは開かんでもええやないかと言われたらそれでしまいなんですけれども、その中で委員の皆さんに、今の半額の件もご理解いただいて、副市長の報酬の件もご理解いただいて、それで一步前に進んでいただいたら私たちは一番ありがたいなということなんですよ。

もう規則、規則で行くと、別に規則では開かんでもええやないかいと、本則ではもうちゃんと決まっているので必要ない。そんな言い方されたらそれで終わりですけどもね。一度節目で開いていただくのも、何も違反行為でもないし、もう10年ですか、開いてないから、市長変わって、一度集まってもらって、検討していただくのもいい方法かなと思うだけのことでございます。

朝岡委員長 いずれにいたしましても、今、委員間同士の発言にもなってるようでもございます。

市長に再度私の方から申し上げたいのは、この場面で継続をするということがすなわち廃案になるということは決して考えてございません。本会議最終日までの時点で採決が決まっていなかった場合に、議長に対して継続の申し出をするということなので、今回予備日もございますので、再度委員会を開くことはやぶさかでもないと感じてございます。この後6議案、それから調査案件も控えてございまして、理事者関係各位も業務に支障があってもいけませんので、ともかくきょうのところにつきましては、継続審査のことについての採決をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

朝岡委員長 それでは、本会議最終日の時点で委員会採決に至っていない場合、議長に対し閉会中の継続審査の申し出を行う取扱いをさせていただくことに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 賛成多数でございますので、この案件についてはその取扱いにさせていただきます。よろしく願いいたします。

米井企画部長。

米井企画部長 議第59号、市長に係る給料の半減のほかに、0.1月分の引き上げのことも含まれておりますので、そのことをご考慮に入れていただいて、お決めいただきたらと思います。

朝岡委員長 了解いたしました。この案件につきましては、ほかの条文も入っているということですね。わかりました。影響がないように審査をさせていただくということですね。

それでは、次に、議第60号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

米井企画部長 部長の米井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの議第60号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。

改正理由といたしましては、平成28年の人事院勧告及びそれを受けての平成28年11月24日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた改正を

行うものです。平成28年の人事院勧告では、国家公務員と民間企業の比較におきまして、月例給を民間給与が0.17%上回り、特別給においても民間が公務を上回ったことから、月例給については0.2%の増額改定、特別給につきましては0.1月分の引き上げ勧告がされました。

また、扶養手当について、社会全体として共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生じる中、民間企業におきましても配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、公務においても配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあります。配偶者に係る手当をめぐるこのような状況の変化により、配偶者に係る手当を1万3,000円から父母等に係る手当額と同額の6,500円まで減額されます。また、子に要する経費の実情や国全体として少子化対策が推進されることにより、子に係る扶養手当を6,500円から1万円まで増額されます。経過措置として、平成29年度における扶養手当につきましては、配偶者に係る手当額を1万円、子に係る扶養手当は8,000円といたします。

主な改正内容でございます。新旧対照表でご説明を申し上げます。左が旧、右が改正分でございます。改正条例第1条におきまして、まず本則第16条第2項の改正でございます。平成28年12月に支給します勤勉手当の支給率を再任用職員以外の職員は0.1月分引き上げ0.9月分とし、再任用の職員は0.05月分引き上げ0.425月分とするものでございます。

次に、別表1の改正でございます。官民格差を埋めるために給料表を平均0.2%増額改定を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表7ページでございます。改正条例第2条におきまして、まず本則第7条の改正でございます。配偶者に係る扶養手当を現行の1万3,000円から父母等に係る配偶者と同額の6,500円に引き下げます。子に係る扶養手当につきましては、現行6,500円から1万円に引き上げます。また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額の増額措置については廃止します。

次に、本則16条第2項の改正でございます。平成29年度以降に支給する勤勉手当につきまして、第1条で引き上げた0.1月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05月分に分けまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.85月分とするものでございます。再任用職員につきましては、第1条で引き上げました0.05月分を6月期と12月期、それぞれ0.025月分に分けまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.4月分とするものでございます。

続きまして、新旧対照表の10ページでございます。改正条例附則におきまして、まず附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条及び附則第4項の規定は平成29年4月1日施行とするものです。附則第2項におきまして、改正条例第1条の改正規定のうち、給料表の改正規定は平成28年4月1日から、勤勉手当の改正規定は平成28年12月1日から適用とするものでございます。附則第3項におきまして、さかのぼって引き上げます給与と既に支給していますそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。附則第4項におきまして、改正条例第2条の扶養手当の改正規定に経過措置を設けます。平成29年度に限り配偶者に係る扶養手当は1万円とし、子に係る扶養手当は8,000円とするものでございます。

以上でございます。ご審議賜りますようによろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第61号、葛城市税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年1月1日に施行されます所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、個人住民税に係る改正で、特例適用利子等または特例適用配当等に有するものに対し、当該適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

それでは、お手元の方にお配りしております新旧対照表によりまして説明をさせていただきますと思います。まず、新旧対照表の1ページの方をごらんいただきたいと思います。この表の上段の左側が、旧、つまり改正前でございます。右側の新が改正後となっております。赤字のアンダーライン部分がその改正箇所を示しております。

初めに、1ページから4ページにわたる葛城市税条例附則第20条の2につきましては、今回新設となるものでございます。この所得税法等の一部を改正する法律の中で、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、以下でいうところの外国居住者等所得総合免除法に改められるものでございます。

これに伴いまして、まず1ページの第1項では、外国居住者等所得総合免除法第8条第2項及び第12条第5項、さらに第16条第2項にそれぞれ規定します特例適用利子等につきましては、葛城市税条例に定める所得割の課税標準や税率100分の6は適用せず、他の所得と分離し、100分の3の税率を乗じて市民税の所得割を課するといった内容でございます。

次に、第2項につきましては、前項の特例適用利子等の課税適用がある場合につきまして、以下の各号で読みかえを規定するものでございます。まず第1号では、第34条の2の所得控除についての読みかえ規定、第2号では、葛城市税条例における第34条の6の調整控除、第34条の7の寄附金税額控除、第34条の8の外国税控除、第34条の9第1項の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、さらに、市税条例附則におけます第7条第1項の個人市民税の配当控除、同じく第7条3の第1項と第7条3の2第1項の個人市民税の住宅借入金等特別税額控除などの各控除が適用された場合におけます所得割の額につきまして、各条文中の読みかえを行うものでございます。

次に2ページの方をごらんいただきたいと思います。2ページの第3号におきましては、第35条の所得割の計算の適用についての読みかえを行っておりまして、続く第4号では、葛城市税条例附則第5条の個人市民税の所得割の非課税の範囲等の適用につきまして、条文中の読みかえをそれぞれ各号で規定するものでございます。

続く第3項につきましては、外国居住者等所得総合免除法の第8条第4項、第12条第6項及び第16条第3項の各条文中の特例適用配当等につきまして、葛城市税条例に定める所得割の課税標準や100分の6の税率は適用せず、他の所得と区分し、100分の3を乗じて、市民税の所得割を課すという改正でございます。

続く3ページの方では、第4項では、特定適用配当等に関する税率100分の3の適用規定につきまして、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の申告に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用するといった規定をするものでございます。

第5項では、第3項の特例適用配当等の課税適用がある場合について、以下の各号で読みかえるものでございます。先ほどの第2項と同じく、第1号では所得控除について、また、第2号では市税条例における調整控除、寄附金税額控除、外国税控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、さらに条例の附則におきます個人市民税の配当控除、同じく個人市民税の住宅借入金等特別税額控除などが控除されるといった場合におきまして、所得割の額につきましては、その条文中の読みかえを規定するものでございます。

続きの4ページの方をごらんいただきたいと思います。第3号におきましては、所得の計算の適用について読みかえを規定するもので、第4号では、葛城市税条例附則、個人市民税の所得割の非課税の範囲等の適用について、条文中の読みかえを規定するものでございます。次に、第20条の3につきましては、第20条の2の新設により条ずれをするものでございます。また、旧の同法を租税条約等実施特例法に改めるものでございます。

5ページでは、第2項において、第1号では条ずれ、第2号では条ずれや文言の整理、第3号では条ずれ及び法律名の修正、次の6ページにわたりますが、第3項では文言整理や法律名のそれぞれ改正をするものでございます。また、7ページの第5項、第1号では条ずれ、第2号では文言整理及び条ずれ、第3号では条ずれ及び法律名の改正、第4号では条ずれなどを改め、次、8ページの第6号では、条ずれによるそれぞれ改正を行うものでございます。

なお、9ページの附則におきまして、第1条では、法の規定により施行期日を平成29年1

月 1 日からといたし、第 2 条では経過措置について規定するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議第 61 号議案を採決いたします。

本案の原案のとおりに可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第 61 号は原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議第 69 号、工事委託基本協定の変更基本協定の締結について（和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託）を議題といたします。

資料について先ほど別の議案で提案がありましたので、資料をお配りいたします。

(資料配付)

朝岡委員長 お手元に 2 枚の資料が提出されておりますので、それをごらんいただきながら提案者の内容説明を求めてまいりたいと思います。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第 69 号、工事委託基本協定の変更基本協定の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年 12 月の議会定例会において、工事委託基本協定の締結の議決をいただきました和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託につきまして、架道橋工事に必要な用地の確保ができたことにより、工事着手に向け J R との協定を進める過程において、平成 24 年の耐震基準の変更、また、ロジの見直しなどを考慮した結果、工事費が増額となったため、基本協定金額を当初の 9 億 3,619 万 4,000 円から 11 億 3,912 万 8,000 円に変更し、変更基本協定を締結しようとするものでございます。

お配りさせていただきました資料につきまして、A 3 の平面図につきましては、国鉄・坊城線の葛城市内の事業区間の全体を示しております。議第 55 号の市道認定の議案のところでもご説明申し上げましたが、図面左手から柿本 7 号線ということで、今、市道認定の議案を上げさせていただいている区間、それに続きまして、東側に向きまして柿本 3 号線、J R 1 号線、国鉄・坊城線というような市道を含む事業区間となっておりまして、柿本 3 号線、青色で着色してある部分と J R 1 号線、緑色で着色してある部分、この間に J R 和歌山線が南

北に通っているわけございまして、この部分の架道橋の工事委託ということになっております。

架道橋工事につきましては、もう1枚お配りしておりますA4の平面図に示しております部分となります。赤色で着色している部分が構造物となっております、JRの線路敷きにつきましては、右下のある断面図のようなボックスが入る計画となっております、その前後区間につきましては、このボックスのふたがない状態のU型擁壁というものが設置される計画となっております。この区間の延長につきましては、約68メートルの延長の構造となっております。以上が、この架道橋工事の概要ということになっております。本案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

下村委員。

下村委員 図面を色分けといいますか、ちゃんと色で、赤色で、また黄色もありますけれど、提出していただいたので大体はわかるんですけど、ちょっと単純なことを聞かせてください。今出してもらって照らし合わせているんですけども、A3とこのA4の紙で、簡単に言いますと、A3の方は、北は上ですか、下ですか。

(発言する者あり)

下村委員 A4は北は下ですか。A3は北が上。それやったらわかります。新しい民家とかが建っているのが全然逆の方に見えたから。それでそれはわかりました。

このJRの延長は何メートルか、ちょっと書いてないですね。このA4の赤の部分、これの延長をちょっと。書いてますか。簡単な質問なので足したらわかると思うんですけども、延長は何メートルかということと、それと、簡単に説明いただいたけども、2億円強増額になってるんですけども、簡単な説明だったんですけども、2億円といったら大きいお金なので、なぜ9億3,600万円から11億3,900万円になったかというのをもう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの下村委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、図面の件に関しましては、A4の資料、左上に一応方位は示してございますが、当時からいろいろ協議等で使っていた図面をそのまま使ってしまったので、天地が逆に、A3の資料と整合がとれていなかったことについては配慮が足らなかったということで、申しわけございませんでした。それと、延長につきましては約68メートルで、詳細に申し上げますと67.97メートルということで、約68メートル、この赤色で着色してある部分についての延長になってございます。

それと、工費の2億円の増額のもうちょっと詳しい説明という点につきましては、耐震設計の見直しということで、材料費等、このボックスの構造がコンクリートの構造になりますので、そこに入る鉄筋量の増加ですとか、そういった部分の増額に加えて、経年変化に

よりまして、近年土木作業員の人件費単価等が上がっているというようなところで見直しを行った結果の、各工事に係る項目の人件費の増ということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 耐震ということで、この図面をよく見たら、黄色の部分に変更になってるという理解でよろしいかね。違いますか。それと67.97メートル、この延長が、これは当初の計画からは全く長さは変わってないわけですね。そうしたら、この黄色と赤の分、もう一回ちょっと簡単に説明してもらえますか。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 説明不足で申しわけありませんでした。黄色で着色してある部分が現況のボックスの部分になっておりまして、右下の断面図におきまして、ちょっと見えにくいかもしれませんが、断面図の左上が、黄色の四角が描いてあると思います。これが既存のボックスの状況ということになっております。これを、黄色の部分を撤去しまして、赤色のものを構築していくというのが今回の工事になります。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 今の説明で大体理解できました。耐震のためにそうしなければならなかったということで、約2億円はかかる。余り詳しくお金のことはわかりませんが、そういうことで理解しました。結構でございます。

朝岡委員長 延長は67.97メートルというのは前から変わらないということによろしいな。

ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 若干質問させていただいたので、図面見させていただいて、先ほど説明いただいた確認をさせていただきます。先ほどちょっと私、聞き取れなかって、図面見てわかったんですけども、もともとの国鉄・坊城線の図面はJR駅という箇所からスタートして、90度北に曲がって、今工事をしようとする場所から東に通じる道が当初の道であったけども、変更がなされてイムラ封筒からに変更になったと、こういうことですか。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまのご質問の件ですが、あくまで市道の国鉄・坊城線というのは、先ほど増田委員おっしゃられたように、JR新庄駅のところから東に向いて進んで、90度曲がって北に向いて、さらに東に向いてというのが、国鉄・坊城線という市道の名前でございまして、今の国鉄・坊城線事業と言っておりますのは、この事業を含む、例えば柿本3号線ですとか、JR1号線ですとか、そういったもの一連を改築していく、あくまで事業名という考え方というふうに認識しております。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 この道をつくられて、この駅がありますよね、駅の裏からスタートしてんねけども、この

改札を東につくるとかいうＪＲのお考えはないですね。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまのご質問について、ＪＲの方からそのような話をお伺いしたことは、今のところございませんので、計画についても恐らくないのではないかというふうに思われます。

以上です。

朝岡委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、議第69号の提案になっておるんですけども、土谷部長の話では、いわゆる平成24年の耐震基準が変わった、ボッカル鉄筋の量が変わってきたということを言われてるわけやけども、その鉄筋の配筋が変わったということになってきたら、我々わからんのか知らんけども、鉄筋の配筋だけで2億円もなるのかなというふうに私は思います。

それと、今あそこに、架設げたが置いてあるわけやけど、あの架設げたがまるまる使えるのか。その辺も大きな金額の差になってるのと違うのかな。人件費が上がっているのはわかるけども、どれだけの人件費を見込んでいるのか知らんけども、一方的にＪＲの方から、はい、これだけ上がりますよと言われていると思います。こっちで精査したものでもない。

私の言いたいのは、ある程度人件費上がったというのはわかるわけやけども、ＪＲをうのみにするのやなしに、再度、何遍も交渉して、例えば2億円と言われたら、市役所も1億円持ちますよ、ＪＲも1億円持ってくれと、こういう話をされたのか。それとも、向こうから出てきた設計を丸々、はいわかりましたとなってるのか。これは私は大きな問題やと思うんですね。それは向こうもめったに損はしません。しかし、2億円という金になってきたら大きな金額になってくる。トータル的に11億円を超えるわけやんな。そうしたら、このトンネルの68メートルですか、この間、これはヤードが入るとるから、ボッカルが68メートルあるのと違うわけやけども、ちなみにちょっとボッカル設置費、教えてほしいと思うわけやけど、本当に市役所が設計すると、これだけの金額が本当に出るのかどうか。

例えば、葛城市が発注しているコンサル、この業者にでも検討していただいて、その検討した金額とＪＲから出てくる金額が異なるのは当然のことやと思います。なぜか。私鉄は安全面の金が非常に高い。全て、このボッカル工事するにしても、架設げたをかけるにしても、全て安全面、安全費、安全費と積算される。この全体の11億3,900万円ですか、例えばこのうちの安全費がいくら計上されているのか。少なくみても、この金額の3割以上は見えてはるのと違うか。そうやってきたときに、やっぱり私はお願いしたいのは、向こうから言われた設計を、そのままそうですかと受けるのやなしに、痛み分けやないけども、やっぱりＪＲも負担してくれということを言うべきやというふうに私は思います。

それと、今言うたように、この増額には、鉄筋の量、人件費だけと違うと私は思うてるわけやから、ほかに何と何が原因であるのか教えてもらいたい。

朝岡委員長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの岡本委員からのご質問についてですが、委員ご指摘のとおり、確かに2億円の増というのは非常に大きな額というふうに認識しているところでございます。ただ、私の認識が違うのかもしれませんが、基本的に協定で締結する内容につきましては、委託先の積算基準において検討されたものを協定を結ぶということが一般的というふうに認識しておりますので、明らかな違算がなければ、相手方の積算内容を受け入れるというのが基本スタンスではないかというふうに考えているところでございます。

ただ、委員おっしゃられたように、提示されたものをそのまま確認もせずに受け取っているというわけではございません。一応項目ごとには、鉄筋量が何トンから何トンになったとか、そういった本当に工事の細部のところまでは確認はできておりませんが、大きな交渉の中で増減については一応確認をさせていただいてるところでございます。

2億円の増の、もうちょっとほかにもあるんじゃないかというご質問の点につきましては、ＪＲに関しましても、やはり非常に高い安全基準の中で工事を進められているというふうに認識しております。その中で、このボックスを施工するに当たりまして、当然ＪＲをとめて工事するわけではございませんので、その運行を確保するための架設げたというものを設置します。その材料自体は現地に現在仮置きしてあるわけではございますが、そのものについては、先日も一般質問の中でも答弁させていただいてるとおり、再度ＪＲの方が点検をして、その材料を使うというふうな話は聞いているところでございます。

ただ、今回ふえている部分の、先ほど申しました耐震の見直しと人件費以外の要因としてありますのが、その架設げたをかけ、施工できる範囲を確保するために仮土どめを現地に設置します。それを安定させるためのアンカーを打つわけですが、そのアンカーを打つための地盤を固めるための薬液注入、地盤改良、そういったものも大きくふえている要因というふうに認識しているところでございます。

またボックスの幅につきましては、一番外底で、コンクリートの壁の外底で11.7メートルになっております。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 部長からいろいろ説明してもらったわけですけど、結局その設計基準、もちろんＪＲから出てくるわけやけど、私鉄、いわゆる国鉄は今ないわけやから、近鉄も同じです。踏切も同じことで、向こうから出てくる設計をそのまま、今までは受けてない。きちっともっと交渉してきたという過程もある。私は先ほどから、しつこく言うように、鉄筋の量、人件費ではこんなにふえへんと思うし、今薬注の、アンカーの話もされた。もともとこの工事をするときは薬注は入ってるはずや。架設げたも、当初設計に入ってるはずや。それをして9億3,000万円、契約してるわけやろう。それで耐震基準が変わったとなつて、本当にこれだけの金額が出てくるのかということを私は疑問に思うから、素人でしつこく聞いて悪いけども、言うとするわけや。

それやったら、さっきも言うたように、ある程度ＪＲにも痛みを感じてもらわんと、全て

市役所で受けますよと、薬注なんて恐らくふえてないと思う。そのくらい、平成23年も今も土木工事というのは、そんなに耐震基準は変わってない。当然薬注は、初めから入ってある。何ぼかの量はふえるのかしらんけど、ふえるはずがない。延長も変わらん。当初から68メートル、変わってない。薬注の量も変わってないと思う。それでこれだけ2億円もふえてくる。私はどうも理解できへん。

それと、一般質問に出たった昨年の12月25日に変更の申し出があったということを、はっきり日にちを言われました。きょう、平成28年12月15日、約1年たつわけやな。その間に変更の協議をするのに1年間かかったものか、それとも、もっと早い時期に変更の協定をすべきだったものか、そこらもどういうふうになっていたのか。今まで、耐震基準の見直しをするのに時間がかかったというふうに言われるのか、いやいや、もう3月、あるいは6月でできてましてんと言われるのか、そこらも私は問題ではないかなというふうに思う。ということは、このJR、用地買収がおくれてた。しかし用地買収はもう去年終わってる。用地買収が終わったのであれば、すぐにでも着工すべきや。それがずーっと着工せんときょうまで来て、今になって、JRの出してきた設計を1年かけて検討してましたと、こんな理由が本当に通るのかな、私はそれを疑問に思うとるんです。

皆、立派な職員さんです。立派な職員さんがいて、本当にこれだけ時間がかかるものかということが、私は理解ができない。ですから、ここって言えないことが、あるのかしらんけども、言える範囲で、実際はこうしてんということを教えてもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 ただいまの岡本委員からのご質問についてですが、薬液注入についても、やはりふえておりまして、もともと入っていたのは確かに入っております。それがふえているという状況になってございます。当然のことながら、材料がふえれば、それを扱う人間もふえるわけですし、それが労務費のアップにもかかってくるという状況かと思えます。それらをトータルした結果が、全体的に2億円ということになっております。

それと、安全基準の点につきましては、JRの方では安全管理という形ではなく、軌道監視整備ですとか、そういった監督というような項目で見えていただいております。この部分は恐らくJRの職員さんですとか、そういった方が出られるということで、その部分については金額の増減がないということを認識しておりますので、その部分についてはJRさんも頑張っただいただいているというふうな認識をしているところで、協定の前後で金額の変更がないというところから見ますと、その辺についてはJRさんの方も我々の行政財政を考慮して努力していただいている部分ではないかというふうに認識しているところでございます。

それと、もう1点目が、協定変更に至るまでの経緯についてでございますが、平成27年7月31日に工事に必要な土地の取得を完了しております。その後、平成27年12月25日に、我々としては、委員も先ほどおっしゃられましたように、工事の着手がおくれているということから、速やかに工事を行っていただくためのやりとりはさせていただいていたところですが、平成27年12月25日に、JRより耐震の見直しによって増額になる見込みということで協定

変更が必要であるというような申し入れをいただいております。

それ以降、変更内容の確認ですとか、さらには、もっと根本的に、もともとその9億3,600万円という基本協定を当初から締結している状況ですので、その有効期限まで協定変更しなくても、その金額に達するまでは工事が先行できるのではないかと、それは1日でも早く工事を進めていただくという思いの中で、そういうような申し入れをさせていただいて、協定変更の必要性に対する協議についてもさせていただいたところでございます。そういったものが行われた結果で、最終的には工事着手に向けて準備してもらうというところで、JR側の工事契約等もその後必要ということも踏まえまして、結果的に今議会での上程ということになりました。

その間、議会の委員会等で状況の報告はできたのではないかなというようにご指摘も、先日の吉村議員からのご質問の中にもあったかと思いますが、その点につきましては、確かにこういう状況ですということは言えたのかもしれませんが、ただ、まだそういうJRさんとの協議を進めている過程でのお話ということにもなりますので、その時点の判断ではご報告を控えさせていただいたというような状況になっております。

以上です。

朝岡委員長 ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時39分

再 開 午後3時45分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの答弁で、理事者の方から打ち合わせがあるということで休憩をさせていただいたので、再度、土谷都市整備部長から再答弁を求めたいと思います。

土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。先ほどご説明させていただきました協定の変更の経緯のご説明の中で、説明を行っている経緯の事項で抜けている部分があったので、その辺も含めて再度ご説明をさせていただきます。

平成27年12月25日に、JRから協定変更の申し入れをいただいております。この時点で2億円程度の協定変更による増額になるというお話をお伺いしておりまして、その後、平成28年1月と平成28年4月、2度、葛城市の方からJRの方に出向きまして、その内容の確認ですとか、その変更の必要性の確認、また、その費用の縮減ができるのかできないのか、そういったような協議を進めてまいりました。その後、その内容で変更するという結論に達し、JRの方に回答をしているところでございます。

その後、工事着手に向けて準備を進めてもらうため、12月議会においてこの協定変更を上程するというような調整の中で、JRの方に準備に入ってもらっていて、現在の状況に至っているというような経緯でございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員、もう一回。質疑はできませんが、意見は言えますよ。

岡本委員。

岡本委員 いろんなことを、聞かせてもらっているわけやけど、言いにくい面もあって、それは言えないと思うけども、今の部長の答弁であれば、まあ言うたら平成27年12月25日に変更通知が来て、1月、4月ですか、交渉に行ったと。それで、既にこのときに了解した、こういう話やねやろ。それやったら、もっと早い時期にこの議案を出すべきで、そのときに出していたら、もっと早く工事に着手できるのと違うの。今、この協定が成立しなければ、J Rは着工できへんわけやろう。この事業は、皆ご苦勞かけてこの道の用地買収ができて、今日に至っている、用地買収ができて着工ができるようになって、半年があいている。その間に着工できたわけやんか。

そういうふうなことをやっぱり職員としては、早くできる事業は一応早く取りかかって、全て金にかかわってくるということだけは、本当に頭に入れてほしいと思います。おくれたら何ぼ損やねん。その計算をしないで、それは仕方がないと済ませる事業と、これだけ大きな金額出てきて、もうちょっと早く着工していれば、もっとスムーズにいけるかもわからへんがな。これを機会に、皆きちっと考える、こういう姿勢がやっぱり大事やと思う。これからきちっと、今後こういうことのないようにしてもらわんと。これだけではありません。ほかのこともそうや。そういうことも、また委員長、よろしく頼みます。

朝岡委員長 市長は答弁よろしいですか。

市長。

阿古市長 この案件につきましては、正直、就任して早々にお聞きしたんですけども、驚きまして、議員の在籍中にその話が全くなかったものですから、その2億円上がることについて、再度J Rとの交渉ができないのかということを原課には申し上げました。その中で、今もう半年以上たった日程の中で、ほぼ合意に至っているという中で、交渉は無理であったということでございます。これの2億円上がるところの財源等、この処置をまた新たにしていかなくはいけないという、今回の12月議会の補正予算にも計上をして、土木費についてでも非常に苦慮したところでございます。

ただ、1つご理解いただきたいのは、この工事に当たるまでの期間で、金額の変更等のお知らせはできなかったんですけども、実情としましては、その近辺の土地の買収がおくれていたという1つの要因があったということは原課からお聞きしております。その土地の買収、工事するに当たって広範囲の場所をお借りするという、その作業の中で工事がおくれてきたという理解もしております。その辺のご理解はいただきたいと存じます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 この2億円ふえた分は、間違いなしに55%の補助金と起債も対象になるということで理解してええわけやんな。

朝岡委員長 では、それに対して答弁を求めます。

土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの岡本委員からのご質問についてですが、本事業につきましては、社会資本整備総合交付金の中で事業を進めておりますので、交付金の対象になるということでご

ざいます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員、よろしいですか。

それでは、市長からもありましたように、さまざまな事情のもとで今回提案になったということのご理解をしていただきながら、次の質疑に入りたいと思いますが、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようでございますので、討論も終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後3時53分

再 開 午後4時00分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第70号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第70号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは補正予算書1ページの方をごらんいただきたいと思います。全体といたしまして、今回歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億107万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ168億7,258万円といたすものでございます。続く第2条では継続費の補正を、また、第3条では地方債の補正をお願いいたしますものでございます。なお、これより当常任委員会に付託されております部分と各費目の人件費も含めましてご説明を申し上げます。

補正予算書7ページの方をごらんいただきたいと思います。第2表の継続費補正でございます。継続費補正の変更で、6款土木費、2目道路橋梁費の国鉄・坊城線整備事業に係ります変更で、補正前の総額9億5,356万9,000円を11億6,278万3,000円に増額し、また、継続費

の期間を平成23年から平成29年の7年間を、平成31年度まで2年間延長するものでございます。

次に、8ページの方に移りたいと思います。第3表、地方債補正でございます。まず、1の追加でございますが、起債の目的は団体営土地改良事業の限度額を1,820万円、また、道路橋梁災害復旧事業の限度額を200万円と追加するもので、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、2、変更についてでございますが、起債の目的は合併特例債で、補正前の限度額7億5,750万円を補正後8億1,130万円に、続く社会資本整備総合交付金事業では、補正前1億4,380万円を補正後1億4,620万円に、また、中学校施設整備事業では、補正前5,620万円を補正後8,430万円に、幼稚園施設整備事業では、補正前3,100万円を補正後1,760万円に、臨時財政対策では、補正前5億4,800万円を補正後5億780万円にそれぞれ変更いたすものでございます。なお、起債の方法等につきましては、補正前と同じ内容となっておりますところでございます。

それでは、次に事項別明細書の13ページをお開き願いたいと思います。13ページからは、歳出予算でございます。

まず、1款議会費で、1項1目議会費では69万3,000円の減額、人件費の補正でございます。

続く、2款総務費、1項1目一般管理費では補正額が2,315万4,000円の増額で、人件費では2,285万4,000円の増額と、12節役務費で30万円の増額でございます。次の14ページをお開き願います。3目会計管理費では17万5,000円の増額、臨時雇用賃金の補正でございます。次の8目自治振興費では200万円の増額、街灯等整備事業補助金の補正でございます。9目企画費では27万円の追加、今回新たに市政検討委員会の委員報酬でございます。

次に、2項1目税務総務費では11万8,000円の減額、人件費の補正でございます。2目賦課徴税費では7万円の増額、14節使用料及び賃借料の補正でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費では204万円の減額、人件費に係る補正でございます。次に16ページをお願いいたします。4項1目人権啓発費では25万8,000円の増額、人件費の補正でございます。

次の、3款民生費、1項1目社会福祉総務費では2,569万8,000円の増額のうち、12節役務費と23節償還金利子及び割引料を除く人件費が2,461万2,000円の増額となっておりますのでございます。7目いきいきセンター管理運営費では64万3,000円の増額、人件費に係る補正でございます。次に、18ページをお開き願います。12目臨時福祉給付金事業費経済対策分では、新規の費目でございますが、補正額が1億1,777万8,000円の追加で、このうち人件費は88万6,000円でございます。

続く、2項1目児童福祉総務費では487万4,000円の増額で、20節扶助費と23節償還金利子及び割引料を除く人件費は237万5,000円の減額でございます。3目保育所費では92万2,000円の増額で、そのうち11節需用費と15節工事請負費を除いた人件費は、373万5,000円の減額でございます。4目児童館費では8万3,000円の減額、全て人件費の補正でございます。

次に、20ページをお願いいたします。6目地域子育て支援センター事業費では43万9,000

円の増額、人件費の補正でございます。7目こども・若者サポートセンター事業費では22万5,000円の増額で、12節役務費を除いた人件費では10万5,000円の増額でございます。3項1目国民年金事務取扱費では80万1,000円の減額。次の4項1目生活保護総務費では244万3,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。

22ページをごらんください。4款衛生費、1項6目保健施設費では854万2,000円の減額、7目環境衛生費では76万7,000円の増額、いずれも人件費の補正でございます。2項1目清掃総務費では1,128万4,000円の減額、人件費の補正でございます。2目塵芥処理費では563万3,000円の増額で、このうち11節需要費を除く163万3,000円の増額は人件費の補正に係るものでございます。24ページをお願いいたします。3目し尿処理費では79万3,000円の増額、人件費の補正でございます。

次の5款農林商工費、1項2目農業総務では304万5,000円の減額、次の6目農地費では114万円の増額につきましては、いずれも人件費の補正でございます。10目団体営土地改良事業費では5,104万8,000円の増額で、そのうち人件費は4万8,000円の増額で、13節委託料が730万円、15節工事請負費が4,370万円と、いずれも増額の補正でございます。26ページの方をお開き願います。2項1目林業振興費では550万円の増額で、13節委託料が350万円、15節工事請負費で200万円のそれぞれ増額補正でございます。3項1目商工振興費では704万8,000円の増額、人件費の補正でございます。2目観光費では139万4,000円の増額で、人件費が89万4,000円、13節委託料が50万円のそれぞれ増額補正でございます。3目相撲館費では231万7,000円の増額、人件費の補正でございます。

次に、6款土木費、1項1目土木総務費におきましては376万2,000円の減額、人件費の補正でございます。28ページをお願いいたします。2項1目道路橋梁維持費では100万円の増額、16節原材料費の補正でございます。3目尺土駅前周辺整備事業では31万円の増額、4目国鉄・坊城線整備事業費では420万2,000円の減額、5目地域活性化事業費では94万2,000円の増額、いずれも人件費の補正でございます。また、7目地域連携推進事業費では580万3,000円の増額、工事請負費に係る補正でございます。次の3項2目流域対策施設整備事業費の補正額はゼロ円ではございますが、13節委託料の600万円の減額と15節工事請負費の600万円の増額で、予算振替に伴う補正でございます。30ページをお願いいたします。4項1目都市計画総務費では413万5,000円の増額、4目吸収源対策公園緑地事業費では313万2,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。

8款教育費に移ります。1項2目事務局費では159万2,000円増額、続く2項1目小学校費の管理費では114万8,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。32ページをお願いいたします。3項1目中学校費の学校管理費におきましては6,826万1,000円の減額で、そのうち13節委託料及び15節工事請負費を除く112万7,000円の減額が人件費に係る補正でございます。続く4項1目幼稚園管理費におきましては2,391万5,000円の減額で、そのうち13節委託料及び15節工事請負費を除く216万4,000円の減額が人件費の補正でございます。

次に、5項1目社会教育総務費では1,008万9,000円の減額及び、続く34ページの4目公民館費では101万1,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。6目文化会館費では

207万2,000円の増額で、11節の需用費を除く47万2,000円の増額が人件費の補正でございます。7目図書館費では625万円の減額、8目歴史博物館費では113万8,000円の増額、いずれも人件費の補正でございます。36ページをお願いいたします。6項2目体育施設費では14万6,000円の減額、人件費の補正でございます。

次の9款災害復旧費、1項2目の農業災害復旧費では200万円の増額、13節委託料及び15節工事費に係る補正でございます。続く2項1目道路橋梁災害復旧費では600万円の増額、15節工事請負費に係る補正でございます。

10款公債費、1項1目元金におきましては16万7,000円の増額、償還元金に係る補正でございます。

次の38ページをお願いいたします。本補正予算に係ります給与費明細書でございます。まず、1、特別職についてでございますが、左端の補正後、補正前の差し引きをします比較欄で申し上げたいと思います。

比較欄の1行目、長等におきましては、給料、期末手当、その他手当及び共済費がそれぞれ減額となり、合計では492万6,000円の減額といった状況でございます。2行目の議員におきましては、報酬及び期末手当がそれぞれ減額となり、243万9,000円の減額となっており、3行目のその他の手当におきましては、報酬で488万8,000円の減額でございます。続いて、39ページの2、一般職でございます。給料、職員手当合わせた給与費では2,236万5,000円の増額、共済費では564万9,000円の減額となり、合計1,671万6,000円の増額でございます。

続いて、歳入予算に移らせていただきます。ページ戻りまして、9ページの方をごらんいただきたいと思います。9ページの上段、11款分担金及び負担金、1項1目農林商工費分担金では、土地改良事業分担金として157万円の増額、2目災害復旧分担金では農林水産施設災害復旧事業に係る分担金が75万円の追加補正でございます。

13款国庫支出金、1項2目災害復旧費国庫負担金では、公共土木施設の災害復旧事業に係る負担金が400万円の追加でございます。2項5目土木費国庫補助金では384万5,000円の増額で、そのうち国鉄・坊城線整備事業補助金が196万円の増額、尺土駅前周辺整備事業補助金が1,826万円の減額、橋梁補修事業補助金が16万5,000円の増額でございます。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。14款県支出金、2項1目総務費県補助金では1,380万円の減額、活力あふれる市町村応援補助金1,380万円のうち、農林課分といたしまして1,200万円の減額でございます。4目農林商工費県補助金では、団体営土地改良事業費補助金等で2,392万5,000円の増額でございます。8目災害復旧費県補助金では、農地及び農業用地施設の災害復旧事業に係る補助金といたしまして75万円の追加補正でございます。

次の17款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金では4,287万2,000円の増額でございます。

18款繰越金、1項1目前年度繰越金では4,644万5,000円の増額でございます。

19款諸収入、3項4目雑入では55万円の増額のうち、相撲観光創造事業負担金が50万円の増額となっております。

次に、20款市債でございます。1項1目総務費では、合併特例債が5,380万円の増額、3目土木費では、地域連携推進事業債が240万円の増額、4目教育債では、中学校の施設整備

事業債が2,810万円の増額、同じく幼稚園の施設整備事業債が1,340万円のこちらは減額となっております。5目臨時財政対策債につきましては4,020万円の減額、8目農林商工債では、農地耕作条件改良事業債等の起債が1,820万円の追加でございます。最後に、9目災害復旧事業債では、公共土木施設災害復旧事業債が200万円の追加でございます。

以上、本補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 質疑に入ってください前に、今説明ございました本委員会以外の行政当局の各費目の人件費についてのご説明がございました。この人件費については質疑をしていただくわけですが、人件費の増減に伴っての事業に関する質疑というのは厚生文教常任委員会の所管になりますので、差し控えていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

下村委員。

下村委員 この資料の13ページ、歳出のところで、2款総務費の特別職給料209万8,000円の減ということ、ちょっとこれ、内容説明をお願いします。

朝岡委員長 1点だけでよろしいですか。

吉川人事課長。

吉川人事課長 ただいまの特別職の給料で209万8,000円の減ということでございますけども、これにつきましては、市長給料の減額に係る分で、減額をしている分でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 これは全額そういうことですか。

吉川人事課長 はい。

朝岡委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 先に農林課の方を聞いていきたいと思います。25ページ、団体営土地改良事業の中の委託料、工事請け負いの内訳。それから26ページ、林業振興の550万円の内訳、27ページ、委託料、相撲観光創造事業委託で初めて50万円出てきたわけやけど、歳入を見てたら50万円入ってる。ということは、どういう事業をされるのか知らんけども、これの内容について聞かせていただきたいと思います。

朝岡委員長 芝農林課長。

芝農林課長 農林課の芝と申します。よろしくお願いいたします。

最初の団体営土地改良事業費の委託料でございますが、内訳といたしまして、笛吹農作業道200万円、脇田水路530万円、トータルで730万円です。次に、工事請負費でございますが、笛吹農作業道が2,800万円、脇田水路が1,270万円、竹内水路300万円、合計で4,370万円でございます。

次に、林業振興費の委託料でございますが、これは兵家の伐採に関しまして250万円です。

それと測量設計、同じく兵家地内の排水路工事でございますが、これが100万円、次の工事請負費でございますけども、この工事請負費が兵家の200万円となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 岸本商工観光課長。

岸本商工観光課長 商工観光課、岸本でございます。ただいまのご質問の相撲観光創造事業委託料につきましてでございます。この部分につきましては、来年2月に予定しております相撲館での桜井市、香芝市に協力をお願いして行います相撲イベントに対しまして、桜井市の方から50万円負担金をいただきます。それに伴いまして、イベントの委託料としてお願いしているものでございます。

朝岡委員長 吉川課長。

吉川人事課長 人事課の吉川でございます。先ほどの特別職の給料209万8,000円の減額の分でございますけども、全て市長の給料の減額と申しましたけども、副市長の1カ月、11月分の給与の減額も含まれておりまして、市長の給料の減額に係る減は133万5,000円でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員、そういうことですので。

林業振興費の工事請負費、もう一回ちょっとお願いします。

芝課長。

芝農林課長 林業振興費の工事請負費でございますけども、これは委託料の100万円と関連しまして、兵家イトーピアの南側の排水路の工事、山林部の排水路の工事の200万円でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答えていただきました。団体営土地改良事業の中で、委託料、工事請負費、それぞれの説明をしてもらいましたが、補助金を見ていく中で、この730万円と4,300万円、5,000万円余りの事業、全部補助事業になるのか。しかし、私はこの中に単独費が入っていると思うので、その内訳を教えてもらいたい。

それと、林業振興費の中で、兵家の水路の工事請負費の財源内訳を見ると、全て単独費と、こうなっているわけやけど、水路工事とかは地元負担金1割入ってるはずやけども、これは地元負担金が要らんということなのか。

それから、相撲観光50万円ということやけど、来年2月に開催する相撲イベント、桜井市、香芝市、葛城市と、こうなるとるわけやけど、桜井市の50万円、新しい予算組んであるわけやけど、当初ゼロになっとるわけやけど、香芝市と葛城市の負担金はどうなるの。それを教えてもらいたい。

朝岡委員長 芝農林課長。

芝農林課長 まず、団体営土地改良事業費の単独費でございますけども、この中の笛吹農作業道の委託料200万円、これは用地測量でございまして、これは単独費用となります。

それと、林業振興費の工事請負費で、なぜ地元負担金がないのかということでございますけども、これは山林部自体が市の所有でございまして、個人の所有ではございませんので、

ここでは負担金は計上しておりません。

以上でございます。

朝岡委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 先ほどのご質問の相撲観光創造事業につきましては、葛城市で行いますけども、その部分につきましては、平成27年度の3月に補正で予算をつけさせていただいております国の地方創生の交付金事業、その200万円を充てさせてもらっておりますので、平成28年度当初予算にはあらわれてきてないというものでございます。また、香芝市につきましては、昨年度相撲サミットを行いましたときは、独自で自分のところでイベントを開催していただきまして、連携のイベントという形で開催したところではございましたが、今年につきましては香芝市は単独でちょっと今行えないということで、このイベントに参加するという形でお願いしているところではございますので負担金につきましては、香芝市の方はないということです。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、質問したのは、25ページの財源内訳を聞いたわけやけど、工事請負費の中に単独費が入っていると思うので、それを教えてほしいわけや。それと、その林道は市有地やから負担金はもらいませんということは、わかりました。今、相撲観光創造事業として桜井市から50万円、負担金もらいますと、香芝市はもらいませんということになれば、3市町であれば、それなりの負担金をしてもらわんと具合悪いん違うんか。桜井市は50万円負担して、葛城市は200万円出してる。そやけども、香芝市の分がなければ、香芝市の分を葛城市が負担するということになるわけか。そこらの考え方はどうなるの。

朝岡委員長 芝課長。

芝農林課長 残りの工事請負費の単独費でございますけども、中には補助対象にできない事柄も出てきてございまして、その分の金額としましては、単独費としまして550万円です。

以上です。

朝岡委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 この2月に行います事業につきましては、事業の連携としましては、桜井市と葛城市が連携をさせてもらって行う予定をしております。内容につきましては、桜井市の方へのフィールドワーク、相撲神社等の見学、勉強会というような形を入れさせてもらった中で連携事業という形を考えておりまして、香芝市さんの方につきましては、単なる今回は名前だけの参加ということにとどめたいということになっております。事業自体は、葛城市と桜井市で行うということでございます。

香芝市は、連携は続けるので名前だけの参加はしますということです。

そして今回、予定をしております内容につきましては、相撲館でイベント行いまして、これにつきましては、小学生を中心に相撲を掘り下げていくというような形で、相撲の大会とかパネルディスカッション、基調講演等を予定しております。それと、プラス、今申し上げました桜井市の相撲神社等に出向きまして、相撲の発祥の勉強をするというようなフィールド

ドワークを予定しているというところでございます。

朝岡委員長 葛城市と桜井市がともに共催するというイベントであるということですね。

ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 次に、土木費。まず28ページ、尺土駅前周辺整備事業、目の補正は人件費になっているわけやけど、この中で補助事業で補助金が減額になっている。国・県支出金で1,826万円、起債で1,420万円の減額となっているわけやけど、この補助事業の中で、歳入歳出、イコールというのか、補助事業が減るということは、歳入が減るということは歳出も減るということの補正がなぜ必要ないのかということですね。それから、逆に言うたら国鉄・坊城線、補助金が増額されている。国・県で116万円、起債で150万円、一般財源760万2,000円、これ、ふえておるわけやけども、このふえた分について歳出の補正がなぜ必要でないのかということですね。

それと、地域連携推進事業、29ページですね。工事請負費583万円計上されてるわけやけども、国・県支出金16万5,000円しか計上されてない。起債で240万円増額されてる。この分について、どういうふうな補助金の計算、起債の計算、どういうふうにされているのか、自分なりに計算したわけやけど、どうも当初予算の起債、補助金が、当初は補助金280万円計上されてるし、それに対する起債が違うんかな。今、調整したものかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。以上その3点です。

朝岡委員長 尺土と坊城線と地域連携推進事業ですね。

河合課長。

河合建設課長 ただいまのご質問の尺土駅前整備事業補助金の減額ということで、1,826万円減額になっておるわけですが、これにつきましては、平成28年度当初の予算額1億5,785万円に対する内示額が1億3,959万円となりますので、今回の内示割れによる減額補正、マイナス1,826万円となっております。

今ご質問のあった、なぜ入が減額になったのに歳出を減額しないのかというご質問なんですけれども、現在予算措置といたしまして、委託工事、公有財産購入ということで、歳出につきましては、いまだ年度途中でございまして、執行を順次行っているところでございまして、歳入減額に対して、今の時点で歳出減額を行わずに、年度末で執行状況を勘案して3月補正で減額内の対応等々をさせていただきたいと思っております。

次に、国鉄・坊城線の補助金の増額ということで、196万円ということで、これにつきましては、平成28年度要望の道の駅の交付金が現年の歳入予算額を上回っておりまして、道路建設課所管のパッケージ内の国鉄・坊城線事業に増額補正を行いました。それが主な原因でございまして、詳細につきましては、平成28年度地域活性化の補助事業費をまず1億9,000万円に要望しておりまして、歳出予算が1億4,000万円だったため、結果として55%の補助額2,750万円が地域活性化として現在は執行してないため、パッケージ内の内示割れの葛城川東側線、脇田梅室線、国鉄・坊城線に充当を行いまして、結果として国鉄・坊城線の事業費のみに196万円の増額補正を行っております。

それから、地域連携推進事業費の補助金の増額16万5,000円についてなんですけれども、これも当初予算額2,035万円に対する内示額が1,831万5,000円でしたけれども、補助金の第2次の予算要望におきまして、内示額220万円の国からの増額がございまして、合計内示額が2,051万5,000円となるため、差額として16万5,000円の増額補正となっております。以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 その予算の組み方として、基本的なことやと思うんですけど、今説明してくれたのはよくわかります。内示が割れたから減額する。支出の方は、まだ年度末も終わってないので、そのときする。それが正しいやり方ですか。私の言いたいのは、歳入と歳出は一对のものです。補助事業をやっていく中で、そんな説明してくれたら、またさっきの話みたいになるのではちょっと具合悪い。

今、質問した国鉄・坊城線事業、地域活性化事業、同じ社会資本整備事業やからこっちへ変えました。それは理解できます。変えるのなら、歳入だけ変えたらあかん、歳出も変える。そういうことをしないと、歳入だけ先に処理して、歳出は後になるねんと。もっと言うたら、この予算の中で、補助金つきますと言って建物を建てた。ところが、ふたを開けたら補助金つきませんでした。それで歳入を減額してある。それが果たしてよいのかどうかということです。

そやから、歳入と歳出というのは、絶えず頭に入れながら、どんだけ歳入がふえたらどんだけ歳出をふやす、こんなの基本中の基本やと思うし、財政担当する財政課がこういう組み方が正しいというのやったら私が間違っているのか知りませんが、本当に予算というのはそんな組み方では行かれへんやろ。それを平気でしゃーっと言われたら、私らはそうですかとは言いにくい。

それと、その地域連携、当初補助事業全体は3,700万円の事業費に対して55%、2,035万円組んである。葛城川とか余計なことを言うてくれたけど、まあそれはそれでええけども、やっぱりさっき言うたように、補助金減ったら減った、ふえたらふえた、組みかえしたら組みかえた。社会資本総合整備事業の補助事業は大きな1つのあたまや。その下にいろんな補助金がついてる。都市再生もそうや。そんな中で流用というのか、その組みかえするのはそれはええやん、せつかくもらった補助金や。返すのはもったいない、つけるのはええ。しかし、つけるのはええけども、予算の中で歳入歳出をきちっとやってもらわんと、やっぱり困るわけやんか。

やっぱり皆、どの補助事業だったって、一对という言葉がええんかどうかわらんけど、絶えず歳入歳出というのはきちっとバランスをとらないとあかん。それが単年度会計や。だから、私の言うてる意味さえ理解してくれたらそれでええわけやけども、きちっとやってもらいたい。それだけはきちっと言うときます。

朝岡委員長 答弁はよろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 29ページ、流域対策施設整備事業費、委託料、600万円減額をして、工事請負費600万円増額となっているわけやけど、この委託料は、当初新町公園の貯留浸透かな、設計見てあった。しかし、それが不要となり、多分これ、尺土池やと思うけども、増額して、これ、本当に使えるのかどうか。増額して繰越しになるわけか。今の時期に増額をして発注してない。トータル的にいったら2,000万円以上の工事請け負いになってくる。2,000万円以上の工事を今から発注して、繰越しないで3月までに終われるのか。私は市長も変わったので繰越しはやめてもらいたい。単年度単年度で消化してもらいたい。平成28年度は土木費については特に繰越ししませんと約束をしてもらいたい。

朝岡委員長 最後に市長、答弁をお願いします。

河合課長。

河合建設課長 まず、流域対策整備事業費の減額の600万円の内容なんですけれども、これにつきましては、新町グラウンドに調整池を設置する予定でございまして、その中で、設計で地震による液状化対策の検討化のために、この600万円という委託料を組んでおりましたんですけれども、構造等の見直しによりまして不要になったため、委託費を今おっしゃった尺土の方で実施する方に切りかえるものとさせてもらいました。

尺土につきましては、当初、尺土池流域対策工事として1,600万円を計上しておりましたんですけれども、実施設計を行ったところ、排水経路の工事費等々で概算で出していた見込み額よりも設計額が高くなりまして、その額が2,182万円強となるために600万円の補正予算をお願いしたいと思います。

繰越しにつきましては、おおむね3カ月以内では工事完了すると思いますので、繰越しはいたしません。

朝岡委員長 3カ月以内に工事をするということやね。

河合建設課長 鋭意努力させていただきたいと思います。

朝岡委員長 市長、よろしいですか。

市長。

阿古市長 3カ月間でやらせていただきたいと存じます。この工事自身は、椿本精工と東側の河川に雨が降ったときの水が非常にあふれるということに対する尺土池の工事です。非常に特殊な降雨によって河川の水量を一時的に尺土池に貯水することによって、一時雨といいますか、豪雨のときのその河川に流れ込む水量を調節するための事業なんです。ですから、これはやっぱり地域のために非常に大切な事業やと思ひまして、増額補正を認めたところでございます。時間的には1月、2月、3月と3カ月間という内容ではございますが、原課の申しますように、年度内に完成という予定で工事の契約等を行っていく予定でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 私は市長に答えてもらうつもりはひとつもなかった。なぜこんなことを言うかというたら、1年は12カ月や。事業を1年間やっていく中で、いつの時期に何をしないといけないのかは、職員は、計算して計画立ててるはずや。今のこの時期に、増額補正やって年度内にできるの

かということを言うとするわけです。だから1年間、12カ月の期間の中で、例えばこの工事はいつ着手していつに完了しなければならないとか、用地買収をいつに終わって工事をいつ発注しなければならない。そんな計画をもっときちっとやってほしいから言うとするわけです。

大体今でも土木は1カ月で1,000万円の工事量とされている。今もう12月終わりです。いつ発注するのか知らんけど、1月に発注すれば実際工事に着手するのは、2月の初めやろう。2カ月で工事が完了するのかということです。そやから、発注するんやったら、金額によっていつまでに発注しないとその期間に終わらへん。皆、おたくらプロやから、頭に入っているはずや。それでいったら繰越しは、発生しない。

毎年毎年大きな金額を繰越しされたら、いつも言っているように、1年間で2年分の仕事をすることになる。そやから、前から1年休みなさいというのはそこやんか。そやから、計画立ててこなしていく、このくせをつけていかんと、何年たっても繰越しはなくなる。それをきちっとやってもらいたい。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

西井委員。

西井委員 14ページの市政検討委員会委員報償費、27万円。これは今まで、初めてやと思いますけど、これは何を検討して、どのような方がどのような会議をされるのかということを説明してほしいと思います。

朝岡委員長 岩永企画政策課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。西井委員のご質問に対して回答させていただきます。

葛城市市政検討委員会を設置するに当たりまして、設置要綱を作成いたします。7人以内の委員で構成されます。委員には学識経験者として2名、市域外の行政機関の職員と、県職以上と考えております、市の職員で構成される予定でございます。

なお、会議の方ですけども、1カ月に3回のペースで、今の補正予算、3月末までの3カ月間を予定しております。こちらの方の会議の目的といたしましては、市役所外部の視点から事務事業の方の分析、検証、問題点を提起していただきまして、今後の市政運営の指標として参考とさせていただくために設置をいたすものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、どうぞ。西井委員。

西井委員 ちょっとその話ではわかりにくい。3月までの間に3回、7人ほどでいうことやな。

どのような関係の方々が、学識経験者とか、どういうふうな部門でどういう経験者の方をお願いするとか、もうちょっと詳しく教えてほしい。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 先ほど言いましたように、1カ月に3回、3月まで3カ月間、2名の学識経験者ですけども、予定しておりますのは、弁護士、公認会計士あたりを予定しておるところでございます。この2名に関して報償費27万円を支払う形になります。1回、1日出ていただくことで1万5,000円の報償費を出す予定をしております。

以上でございます。

朝岡委員長 よろしいですか。

西井委員。

西井委員 市政の検討というのは、弁護士にお願いするとなると法的な問題ですか。どのような市政を検討をされるのか。どういう課題を検討するかということをはっきりと示してもらいたい。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 市政全般と言えれば確かに大きな話ですけども、阿古市長が掲げております事務事業の精査ですね、どれを伸ばしていったって、どれを縮めていく、そういった点においても、この委員会で意見をいただくということを考えております。

このほかにも、行政改革の委員とかもございまして、これは1つの意見としていただくというふうに考えております。最終的にいろんな意見を集約して、理事者側で判断していくという形にはなると思います。

以上です。

朝岡委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 36ページ、農業災害復旧費の委託料50万円と工事請負費150万円、この場所と、道路橋梁災害復旧費の工事請負費600万円、これの内訳についてお尋ねします。

朝岡委員長 芝農林課長。

芝農林課長 農林課の芝です。よろしくお願いします。

農業災害復旧事業費の委託料及び工事請負費でございますけども、これは平成28年9月19日から21日に発生しました台風16号の豪雨災害によりまして、竹内の農地の災害復旧費として委託料50万円、工事請負費150万円を計上させていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 河合課長。

河合建設課長 それでは、道路橋梁災害復旧費ということで600万円、内容について説明させていただきます。平成28年9月6日の豪雨におきまして、金村・置恩寺線の河川沿いの路肩が一部、8メートルにわたって崩れたため、国に公共土木施設災害復旧事業費の申請を行いました。概算で、復旧費として500万円、その他、一部、道の補修が必要となりますので、600万円の補正をお願いいたしました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 農業災害復旧費の全体で200万円というわけやけど、補助金は、災害復旧費と言えればかなり補助率が良いのではないかと。3割ほどしか補助金が計上されていない。それと、この道路の災害復旧費、70%ほど補助金がついてるわけやけど、農林と土木と、このぐらい補助率が違うんか。

朝岡委員長 芝課長。

芝農林課長 農業の災害復旧でございますけども、委託料は単独として計上させていただいております。そのうち工事請負費の150万円の補助率は50%で75万円の計上になっております。ただ、これは当時激甚指定がされておらないので50%でありましたけども、激甚災害指定になりますので、補助率はもう少し上がると思われます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 道路橋梁の災害復旧、場所はどこやったかな。

朝岡委員長 河合課長。

河合建設課長 場所につきましては、金村・置恩寺線ということで、マルベリーホールから西側へのぼっていく道の左側へ下っていく川沿いの道でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 その金村・置恩寺線は金村線との合流点か。南道穂の貯水口のところやな。南道穂の高田川から取るところで、一番下がってるところか。ということは、その犬小屋のあるところからど一っと水が来たので金村線に沿うて工事やってきた。その水がその道にあふれて、この道路が陥没したと、そういうことか。こんなところで災害出るということは。

朝岡委員長 9月6日のときの豪雨災害やね。

河合建設課長 だから、その路線に沿うて川が流れているんですけど、川の、その増水によって、その道の下に穴があき、それに引きずられて道路の上面部分も8メートルにわたって崩れたということになっております。

朝岡委員長 それで理解いただけましたか。

岡本委員。

岡本委員 そのことでしつこく言うのやないけど、その金村線に沿うて何年か前に工事をしたやろ。開渠を暗渠にしたわけや。その水が下に流れっぱなしやから、こういう災害が起こったのかと聞いているわけや。もしこれがそれであるとしたら、その今やった工事の工法を変えないと、工事をして直しても、また崩れるやろということを言っているわけや。抜本的に変えていかないと、災害でここだけ変えても、また同じことが起きるやろと言っているわけや。わからんかな。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼都市計画課長 都市整備部の木村でございます。今、岡本委員がご指摘の金村線に沿って過年度にした工事の排水については、南道穂のゲートより下流の方に流れていく経路になっております。今、災害復旧で補正をお願いする場所につきましては、金村線をのぼって行って、左手に曲がって行って、その取水のゲートがあって、そこから急激に坂に上がるところがあると思うんですけども、その坂にのぼるまでの間につきまして、その高田川の伏流水の増水と、その道路排水が1カ所に集中したために路肩が崩壊したというふうなことに原因はなっていると思います。よって、岡本委員が申されてる、過年度に工事したその道路排水の水がそこへ行った結果、災害が起こったということにはならないというふうに判断しております。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今言っている箇所は、地元から、前々からやかましく言われてると思う。その工事について、地元には相談せんと、了解なしに開渠を暗渠した。それで、いつも金村・置恩寺線のところに水が流れていく、何とかしてくれと地元から何遍も要望されていた。ところがいつまでたってもやってもらえない。そやから、わしは代弁やないけど、今、災害復旧工事をするのはええけども、今工事しても、ちょうど谷になつとるとこなので。今言わんとするところは、高いところからこれを変えないと、いくら工事しても、また同じことが起きるのではないかと言っているわけや。それが起きないと言うのであれば、地元へそういうふうに起きませんよと回答したらええわけや。そやけど、地元は何遍言っても工事をしてもらわれへんということやから、わしはしつこう聞いとるわけや。そやから、市役所が「再発しない」と言うのならそんでええやん。地元へ起きませんと返事しときます。

朝岡委員長 じゃあ、地元の方にそういうやっぱり説明もしっかりしていただきたいと、このように思います。

ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 10ページでございます。県補助金、総務費県補助金、総務管理費、活力ある市町村応援補助金マイナス1,380万円、この中身についてご説明をいただきたい。

朝岡委員長 池原部長。

池原産業観光部長 ただいま増田委員の方からご指摘ありました総務費県補助金の減額でございます。この事業につきましては、平成28年度活力あふれる市町村応援補助金といたしまして、道の駅ふたかみパーク當麻の家におきますトイレ改修工事につきましての分でございます。この分につきましては、県の方と再三協議をいたしておりましたが、今年度7月以降におきまして、県の方から不採択という形の通知がありましたことにおきまして、減額1,200万円をさせていただきます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 不採択となった理由はわかりますかね。

朝岡委員長 池原部長。

池原産業観光部長 不採択の理由でございます。不採択につきましては、葛城市より、この平成28年度分といたしまして、こども・若者サポートセンター改修事業の分と當麻の家のトイレの分、2件をこの事業として申請をしておりましたが、県の方からどちらかにしてほしいということになりまして、サポートセンターの分が採択され、トイレの分については不採択ということになりました。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 トイレ改修工事を予定をして、補助金が不採択になった。後のしまいと言いますか、何かかわりの方法とか、手法をどうされたのですか。それだけちょっと聞かせていただきます。

朝岡委員長 工事の財源をどうやったんかということやな。

池原部長。

池原産業観光部長 この件につきましては、7月に内示いただいた中で不採択ということがありまして、その当時の市長、副市長の方と協議いたしまして、この當麻の家のトイレにつきましては、臭い等、漏れ等で緊急を要しておりましたので、その事業といたしまして、市単事業で執行するという形の中でさせていただきました。

以上でございます。

朝岡委員長 市単独事業で行ったということですね。

ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今の関連質問ですが、補助金が不採択になったにもかかわらず、工事を執行しました、それはちょっとないやろう。どの補助金でも、一旦補助申請したら、がむしゃらで確保する、この姿勢が必要と思う。しかし、この工事既に4,644万円入札終わってある。業者は誰とは言わんけどな。この金が、丸々単独になる。必要な工事なので仕方がないけど、ちょっとこれは気をつけてもらわんと。やっぱり財源的に、総務財政課が一生懸命に締めて締めて予算組んでも、ぽかーんと抜けたら、えらい穴あく。やっぱりお互いに、総務財政課だけが一生懸命するのと違って、事業する課が、やっぱりそれはきちっとやってもらわんと、本当にこれ、大きな金です。だから、そこだけちょっとお願いしたいというふうに思います。よろしく願いしときます。

朝岡委員長 これは、意見ですね。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

下村委員 条件つき賛成討論ということをちょっとご理解いただきたい。というのは、先ほど私、質問したんですけれども、市長の給与問題で、減額ということで、記載されております。副市長の分は11月分だけここにも含まれているというようなことでした。とりあえず、きょう私が言いましたとおり、報酬審議会を早急に開いていただくということを条件に賛成させていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、討論がないようでございますので、採決をいたしますが、今、下村委員が少し触れられましたように、議第59号議案、これについては今回、委員会として継続審査ということでございますが、この補正予算の採決に際し、市長の給与を半減にする要素が含まれている予算案であったとしても、別個の議案という関係性から、これは採決ができると、こ

ういうことになってございますので、この第70号議案についての関係部分を採決させていただきます。

今、賛成討論でございましたので、本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第70号議案の関係部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査が終了いたしました。

所管事項の調査案件について、引き続き議題といたします。

初めに、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」についてを議題といたします。

理事者から、この件について進捗状況等、変更等ございましたら報告を願いたいと思います。

池原産業観光部長。

池原産業観光部長 それでは、先に、道の駅かつらぎにつきまして、ソフトの分野から説明をさせていただきますと思います。

昨日、朝岡委員長の一般質問の中でご答弁させていただきましたように、道の駅かつらぎがこの11月3日にグランドオープンされ、オープン当初よりたくさんの人でにぎわっております。

地域情報棟にあります直売所、カフェ等飲食関係の売り上げは、11月分といたしまして約1億1,300万円でありました。お買い上げいただきましたお客様は5万9,937名であります。1人当たりの客単価は1,587円でありました。当初、道の駅かつらぎより提出された収支計画と比較すれば、年間8億1,100万円の売り上げ計画が掲げられており、1カ月約6,800万円の計画でありますので、計画より3,300万円の増でありました。

各部門別に見ましては、農産物直売所の計画では、月約5,024万円が約7,960万円の実績、飲食部門といたしまして、月約1,204万円の計画が1,740万円の実績となっており道の駅かつらぎより報告を受けております。しかし、11月分の収支につきましては、現在策定中でありまして、以上が、道の駅かつらぎにおきます11月分の実績として会社より受けている報告でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 続いて、土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。施設整備面の方からのご報告といたしましては、一部、産業観光部長の報告と重複するところもございますが、11月3日オープンということで、10月末までに必要な施設の整備が完了したところでございます。

先日も白石議員からの一般質問の中でもお答えさせていただいておりますが、平成28年度発注予定工事を含めて、全体価格が26億9,300万円で工事を進めてまいりましたが、工事の増額等ございまして、結果的に全体額が27億8,400万円というところになっているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいまソフト、ハードについて説明がございました。

このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 道の駅の工事の関係でお尋ねをしたいと思います。今、部長の方からお話ありましたように、11月3日にオープンされたということやから、ほぼ、ほぼというのか、工事関係は終わっておるというふうに思います。

まず、委託費、本年度予算、委託費は計上されておらない。前年度4,700万円の繰越しをされておる。この中で7件の設計委託が発注されておるわけですが、このうち1件だけが指名競争入札、あとの6件が全て随意契約。この随意契約、なぜこうなるのかということと、着工から竣工まで、予算は単年度予算でありながら、例えば道の駅地域振興棟監理業務1,035万720円、これが平成27年7月13日が着手されて、平成28年7月31日完了ということになっておる。予算上、2カ年の契約ができるのかということをお尋ねしたい。それと、この南阪奈道路1号道路改良設計167万4,000円、これだけが指名競争になっておる、これの内容。

それから工事の関係になるわけやけど、平成28年度の工事の方で聞きますけど、1億4,000万円の工事請け負いに出してるわけやけど、この内訳は南阪奈オンランプ工事1億円という話をされた。私はそのときに、そのオンランプにのぼっていくときに、橋脚をかけるのかと質問したら土盛りですという話があって、でき上がったら、確かに南阪奈の入り口はあるけども、側道に接続する工事だけが終わっておる。オンランプに直接のぼる工事はされてない。

ところが、この詳細設計の中で、葛城インターオンランプ詳細設計1,981万6,000円、これが設計されてる。これも随契。そして工期が平成27年8月3日から平成28年7月31日、これも2カ年にまたがってる。それから、道の駅開発申請業務委託開発申請の業務委託の内容がどういうふうになっているのか。この契約、平成27年8月8日着手、平成29年10月20日完了となっている。なぜ随意契約するのか、また契約が、予算が単年度予算であるのに2カ年の工期ができるのかということをお尋ねしたい。

朝岡委員長 これはすぐに答弁できるんですか。

(「確認させていただきます」の声あり)

朝岡委員長 それでは、暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後5時20分

再 開 午後5時39分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岡本委員からのさまざまな質疑がありましたことに対して、答弁からでございますので、答弁を求めます。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いします。ただいまの岡本委員からのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、業務についてですが、道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事監理業務委託、こちらにつきましては、当初契約が平成27年7月13日で、当初工期が平成28年3月31日となっております。こちらの業務につきましては、道の駅地域振興棟の建築工事の監理業務ということでございまして、道の駅の方の地域振興棟の工事が翌年度に繰越しされましたことに伴いまして、こちらの監理委託業務につきましても繰越し措置を行った上で、最終工期が平成28年7月31日となっているところでございます。

次に、葛城インターオンランプ詳細設計等業務委託についてでございますが、こちらの工期につきましては、平成27年8月3日で、当初の工期末が平成28年3月31日となっております。こちらの業務内容としましては、オンランプの詳細設計に加えまして、ネクスコですとか警察等への協議資料作成という業務内容も含まれておりまして、これらの協議が翌年度に継続して協議を行う必要があったことから、繰越し措置を行いまして、最終工期といたしましては、平成28年10月17日を最終の工期として実施しております。

もう1件が、道の駅の開発変更申請業務ということですが、こちらの工期につきましては、平成28年8月8日から平成28年10月20日ということで、こちらの工事につきましては、繰越しを行っておりませんですし、単年度の工期というのが我々の認識としているところです。

あともう1件ご指摘ございました南阪奈側道1号線道路改良工事の設計委託、こちらが競争入札で決まっているということでしたが、こちらの設計委託につきましては、道の駅よりも更に西側に側道を進んでいきまして、途中に南阪奈道路にかかる太田歩道橋という橋がありますが、そこから先の道路改良を予定しておりまして、そこにかかわる委託業務ということですので、道の駅とは関連ないというところでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 私が情報公開をして、資料を出してもらった段階で、今、部長が説明されたように、この資料では、当初の工期では平成28年3月31日が完了期日になっていたものを、繰越しをして工期が変更になったのであれば、繰越したことが分かるように書いとかと、私がもらった資料では、契約期間が2か年にまたがったようになってる。こんなことは通常考えられへん。

予算を繰越したからといって、勝手に契約繰越しはできないはずや。契約は契約で繰越しの変更せなあかんわけや。そういう手続きをした資料をきっちりして出してほしい。

それと、なぜ、これらの事業が随意契約になっているのかということを知っているわけや。ということは、4,700万円の委託料を平成28年度に全部繰越して全部、随意契約している。全部言うたらあかん、1つだけ指名競争入札してある。

だから、その随意契約をした理由は、何やねんと知っているわけや。それを答えてほしい。

朝岡委員長 抜けてましたね、済みません。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 ただいまの岡本委員からのご質問についてですが、道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事の管理委託業務につきましては、建築工事の設計を受注者である榎谷設計が実施しておりまして、その建築の内容を熟知しているということから、建築監理業務を継続的に行っ

ていただくことが適切であるというところと、設計内容を引き継ぐ際の引き継ぎ漏れですか、そういうミスを防げるというところからと、あと、設計内容を熟知している点で、経済的にも安価に業務を行うことができるという理由から随意契約を行っているものでございます。

葛城インターオンランプ詳細設計、パシフィックコンサルタントが受注者でございますが、もともと道の駅の全体の計画の設計業務をパシフィックコンサルタントが実施しておりまして、そういった設計条件をわかっている、把握しているというところから、先ほどの監理委託業務と同じような理由で随意契約を行っているものでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今の部長の説明であつたら、最初に契約したら全部自分のものになるということになる。

今言うてる監理業務の1つにしても、やっぱり基本的には一般競争入札やろ。あるいは指名競争入札と思います。これでは競争性も何もない。理屈を言うのではないが、それやつたら全部追加で変更契約でしていくべきものと違うんか。随意契約するということは、その工期、区間を決めてこの設計をしてくださいと発注するわけや。いわゆる入札の条件として基本的な競争性、透明性、公平性、ずっと最低3つは言われてるわけやんか。それなのに、随意契約すれば、そんなの何も果たされてない。

果たして公共の発注業務として、こんなやり方が正しいのか。国の方でもこんなことはやっていない、金額は国の方が何十億円とかするのかわらん、市町村はそんな大きな金額はない。市町村から設計業務1,000万円とか1,900万円というたら、なかなかそんなのない仕事やんか。それを随意契約していく。今の部長の話であつたら、そんなん随意契約の理由にならない。逆行やと思う。そんな理由で随意契約していったら、ほかの業者とれない。例えば継続でずっと行くのやつたら、変更で行くのやつたら別やけども、単年度、単年度と発注していく中で、会計検査でこんなの絶対指摘されると俺は思う。今の説明であつたら、ほかの業者は、指名に入れてもらえなければ競争することできない。本当にこんな随意契約のやり方がええのかということや。だからもっと納得できる説明をしてほしい。

朝岡委員長 都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの岡本委員のご質問についてお答えさせていただきます。

随契を行った原課としての考え方としましては、先ほど説明申し上げましたとおり、設計内容を熟知しているというところで速やかに業務実施が行えるという観点から、随意契約を行ったわけでございまして、委員ご指摘の点については、おっしゃるとおりのところもございます。今後につきましては、そういった計画的に設計等業務を実施していけるような体制を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 こんなの、委員長、いくら議論してもかみ合わへん。

そんな財政苦しいときに何とか何とか理由つけて競争性も何もなしで、随意契約でどんどん発注していったって、1万円や2万円の金ならええけど、こんな1,900万円も1,000万円も、4,700万円の予算のうちで、これ、4,200万円発注している。

本当にこんな随意契約で、本当に担当部長として、こんなやり方で本当にこれは正しいのか。俺が間違っているなら間違っていると言ってくれたらええやん。たまたまこんな発言する機会を与えてもらって聞いてるけどや、何でもかんでも「そうですか」と、そんなわけには、いかへんで。まだ、工事もどっさり随契してある。何で道の駅だけこれだけ随契、随契でやっていかないとあかんのか。誰も、俺は道の駅がどうのこうの、そんなことを言うてるの違う。発注の仕方がおかしいと言っている。

今の部長の話であつたら、技術力があるとか、信頼性があるとか、そんなことを言うてしまつたら、ほかの企業は、参加できへんで。机の上に乗せてもらわんと、どうして入札参加できるねん。どうして競争して仕事もらえるのよ。皆、仕事なくて難儀してしている。特定の人にだけ仕事やるって、そんなことしたらあかんの違うんか。

こんなの時間もったいない。何ぼこんなこと議論してもかみ合わない。これから発注するのは一切随契しませんと約束できますか。できるのであれば、俺、もう何も言わへんがな。一切しませんということであつたらええやんか。委員長、それしか解決の方法がありませんわ。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 基本的な考え方として、やはり設計と監理業務というのは、公正な例えば工事等ができるかを監理するということですので、分野にもよるんでしょうけども、基本的には別であるべきであるというのが大きな考え方だと思います。それにつきまして、今回予算計上しております市政検討委員会の方で、その契約のあり方も含めまして、検討にかけていきたいと思っておりますので、今後、その部分につきましては、そういう形にはならないようにという思いの中で、検討を開始させていただきたいと存じます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

朝岡委員長 岡本委員、市長がそのように答弁されているのでそれでよろしいですか。

それでは、この件について、ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 続いて、工事請負についてお尋ねをしていきます。工事請負の中で、平成27年度決算から見えていったって、繰越額8億68万9,000円、これが工事費の繰越しです。今年の予算、平成28年工事費1億4,000万円、トータルが9億4,068万9,000円。先ほど部長が26億9,300万円執行して、今現在で27億8,700万円という話をされた。1つずつ聞いていきますけども、この平成28年度に入って、お金の支払いをしなければなりません。まず、調整池周辺工事、契約金額2億5,016万6,000円、このうちの、私、正確な数字はわかりませんが、繰越した額が1億5,016万5,000円繰越してあると聞いてます。地域振興棟新築工事、契約金額8億523万4,000円、そのうち繰越した額が5億523万3,000円と聞いてるわけやけど、この金額はちょっと私も確定ではないのではっきりよう言いません。

それから、道路情報等新築工事7,452万円、平成28年6月10日着工、10月17日完了。道の駅周辺工事1億2,415万円、平成28年3月25日着工、3月31日竣工と、こうなっているわけやな。先ほど繰越していると言われたように、我々もらっている資料は3月31日でしかもらってない。変更契約でいつまで延長したのかは、資料はもらってない。それから、道の駅駐車場周辺工事8,739万1,000円、6月30日着工、10月17日完了。信号機移設工事550万8,000円、8月4日着工、10月17日竣工。駐車場舗装工事3,372万8,000円、9月20日着工、10月25日完了。

それから、ここまでは一般競争入札、総合評価、指名競争入札、総合評価。これから言う工事は全て随契。工事番号28-114号、道の駅周辺整備工事、4,024万円、4月4日着工、8月31日竣工。それから、28-121号、南阪奈側道1号道路改良工事1,350万円、4月5日、8月31日完了。28-127号、周辺整備工事、939万6,000円、4月5日着工、10月17日竣工。南阪奈道路1号道路改良その2、1,749万1,000円、4月5日着工、10月17日完了。

こうなるとるわけで、まず聞きたいのは、4件の随意契約の理由、これは、平成28年度予算で執行してあるというふうに私は思っておりますけども、平成28年度予算で執行しているのかどうか。それと、私のトータル金額が間違ってるのか知らんけども、今言いました金額のトータルが14億6,132万2,000円になると思うんです。ただ、今言いましたように、調整池と地域振興棟、この分についてははっきり出てませんので、私が言うた金額がおうてるかどうか、これは確かではない。しかし、それ以外は資料が出てきた数字やから間違いのない金額。それからいったときに、先ほど言うた9億4,068万9,000円の予算に対して、今言いましたトータル、この辺の説明も一緒にしてもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの岡本委員からのご質問についてでございますが、まず、随契に関しての説明ということで、道の駅かつらぎ周辺整備工事、こちらにつきましては、地域振興棟周辺のところに他工事、建築工事も含めた工事等の土砂が仮置きしておりまして、以降の工事進捗に影響があるということで、その土砂の撤去処分を行うということで実施しております。

続きまして、道の駅かつらぎ周辺整備工事につきましては、施工の過程におきまして、地耐力不足から、調査の結果、地盤改良が必要な部分がございますので、地盤改良等の作業を行ったということで、これらの工事につきましては、既に現地に施工に入っております業者の方に随意契約という形でさせていただいております。

それと、南阪奈側道1号線道路改良工事と南阪奈側道1号線道路改良その2工事につきましては、道の駅に隣接しております南阪奈側道1号線、こちらの方が工事用車両の通行量が多かったということも原因として考えられるわけでございますが、路面の損傷が激しく、当初の工事損傷の中で、一般車両が通行時に、その損傷した部分に入り込んで車を損傷されたというような事象が発生しましたので、速やかに舗装の修繕等を行うと、その間に工事中の用地として、まだ工事等が入っておりませんでした西側部分のところにつきまして、草が茂っているというところの苦情が地元から入ったため、その辺の周辺で舗装と除草という工事

を行ったものでございます。これらにつきましては、そういう事故があったということと、地元からの苦情等が入ったというところで、速やかに実施する必要があるというところで、近隣で工事を行っておりました業者の方に随意契約を行ったというところでございます。

それと、工事費の総額につきまして、平成27年度の繰越し予算におきまして執行しました工事費の合計につきましては、7億7,568万9,000円となっております。平成28年度予算におきます工事費の執行としましては、1億3,935万879円ということになっております。

以上です。

朝岡委員長 今の話、平成27年度の繰越し分で7億7,568万9,000円。平成28年度の予算執行は1億3,935万円ということですね。そして、その合計が9億4,068万円で、岡本委員が言われている工事を足し算したら、実際16億6,132万2,000円となり一致しないと言われているのじゃない。そういうことですね。

岡本委員。

岡本委員 トータルの金額は分かんけど、ここに工事の一覧表を持っとるわけやから、調整池、地域振興棟は繰越しされてるので、確実な数字がつかめてないので、その金額を教えてください。

また、先ほど、私が説明した工事の金額、足してったら、この9億4,068万円にならへんから、そのことについても説明してもらいたい。

それともう1点、随意契約で工事をしている箇所を図面で示してほしい。どうも工事箇所がダブっているように思う。それとこの随意契約した4件は平成28年度予算で執行されているのかも答えてほしい。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 道の駅の地域振興棟新築工事につきまして、最終的な予算についてですが、平成26年度繰越しの予算で1億1,000万円、平成27年度の予算が3億5,468万8,000円、平成27年度繰越し工事につきましては、3億4,116万5,160円、全て合計いたしますと、8億523万3,960円になります。

続きまして、新道の駅調整池造成工事、こちらの工事につきましては、平成26年度繰越し予算としまして4,179万9,000円、平成27年度現年分といたしまして8,329万1,481円、平成27年度の繰越し予算といたしまして、1億2,507万5,319円になります。全て合計いたしますと、2億5,016万5,800円になります。随契工事につきましては、平成27年度の繰越し予算を工事費に充てております。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 ちょっとようわからん。その調整池とか地域振興棟、平成26年度予算を充ててると言うけど、この工事の発注、平成27年7月に着工してるわけやろ。この中で、平成26年度予算とかと言うてるけども、そうすると、平成27年度決算のときに繰越し1億5,269万円使うたようになってあるわけや。現年の執行が4億6,469万6,000円や。そやから、その決算のときの実際使うた額と、今、聞ける額が合わへんのや。これらの工事については、金額、工期

を情報公開してもらってる。足し算さえ間違わなかったら、その金額が合わなおかしいということなんや。

だから何遍も言うてるやん。調整池と地域振興棟については、平成27年から平成28年に繰越してあるということやろう。平成26年が何で出てくるのかようわからん。だから、悪く言うたら、この道の駅に関しては、執行状況がもうごちゃごちゃになってあるのと違うんか。道の駅の事業は西側の公園部分を除いて、もう終わってるわけやから、もうちょっと聞きたいのは、平成23年から事業費に対して何ぼ補助金入って、何ぼ起債でということ記録してあるはずや。都市再生で幾らですよ、社会資本で幾らですよという一覧表を提出してくれたら一目瞭然にわかるわけやんか。

だから、31億円に対して補助金何ぼついて、起債が何ぼついてということさえ言うてくれたら、それ以上言わへんやん。そやけど、去年、ある職員から「岡本さん、年いってぼけるとの違うか」と言われたがな。そこまで言われて言ってきたんやで。もう時間もないし、皆さんに迷惑かけたらあかんのやから、まとめた資料をきちっと出してくれたらええのや。俺がぼけてんのか、担当課がどんな仕事をしているのかがわかる。いくら議論しても、こんなもの時間がたっただけで、ほかの人に迷惑かかるだけや。

だから、委員長、済みませんけど、きちっと、今言うた場所、平面図のどことどこ、この箇所は何ぼですと出してもろて、初めから、平成23年から今までのトータル分、都市再生で何ぼの事業費を使いました、補助金何ぼ入りました、起債何ぼですといった資料を出してくれたら、それで一目瞭然、よくわかるわけやから、そういうことでひとつ委員長、お願いします。

朝岡委員長 ちょっと市長、答弁してもらおうかな。

阿古市長。

阿古市長 ご指摘の資料を原課の方にすぐに提出するようにさせていただきたいと存じます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

朝岡委員長 岡本委員、それで一旦よろしいですか。

この件について、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件はこの程度にとどめておきたいと思います。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業の事項に対して議題といたします。

本件についても、事業の進捗状況がありましたら、理事者から報告をお願いします。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。

尺土駅前整備事業の進捗状況につきましては、一般質問の方でもたびたびお答えさせていただいております状況と変わらないわけでございますが、関係地権者17名中3名の方と引き続き交渉を行っているところでございます。物件も2件残っておりますが、年度内の取り壊し予定ということで、これが済みますと、駅から東側の部分の工事に取りかけられる状態となっております。残り3名の地権者に対しましては、引き続き交渉を行いまして、早期に事業

進捗が図れるよう、引き続き努力していきたいと考えているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました。

この件について、何かご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回理事者の方からは報告事項は特にないということでございますので、この際、委員の皆様から何か確認をしておきたい事項がございましたらお受けしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者から報告を願います。

米井企画部長。

米井企画部長 公共バスについてでございます。ご存じのように、本年2月15日より運行いたしております公共バスにつきまして、現在の乗車状況、今後の予定につきまして、企画政策課長がご報告を申し上げます。

朝岡委員長 岩永企画政策課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。それでは、私の方からコミュニティバスの現状についてご報告を申し上げます。

平成28年11月3日、道の駅かつらぎのオープンに伴い、「ぐるっとかつらぎ」の乗り入れに係る改変を行いました。改変による市民への影響については大きくなかったようで、大きな混乱や苦情等はほとんどございませんでした。しかし、道の駅オープンから約1週間程度、周辺道路の大渋滞により道の駅の乗り入れができなかった日もございました。これにより、一時的に道の駅利用者は近隣のバス停、葛城消防署と太田を利用していただくよう誘導をいたしました。また、2時間以上の遅延が生じてしまった便もございました。しかし、現在はそのようなこともなく、順調に運行をしております。

また、改変に伴うバス停の標板入れかえ、バス停の新設・撤去業務も11月3日までに終了をし、以前から市民の皆様からご意見を頂戴しておりましたバス停表示の両面化も同時に実施を行いまして、これによりバス停の位置がよりわかりやすくなりました。

次に、利用状況でございます。平成28年2月15日の再編から、11月2日、道の駅乗り入れまでの262日間の1日当たりの利用者数は、環状線内・外、両方を入れまして、1日当たり95.9人、ミニバスが47.6人で、合計143.5人となります。なお、11月3日以降、11月末までの28日間の状況でございます。環状線内・外を入れまして、1日当たり96.0人、ミニバスが

47.0人、合計で143.0人となっております。なお、前回ご報告申し上げましたとおりでございます。ゆうあいステーション、いきいきセンター、大和高田市立病院の休診日である土曜、日曜、月曜の利用者数が少なく、11月2日までの状況で、土曜、日曜、月曜が1日当たり119.2人、それ以外の日が161.7人となっております。なお、11月3日以降でございます土曜、日曜、月曜の3日間の1日当たりの乗客数が123.9人、それ以外の日が157.4人で、全体的に改変後が若干下がっているものの、道の駅かつらぎの効果か、影響なのか、土曜、日曜、月曜が、1日当たり4.7人ふえているということになっております。

また、バス停「道の駅かつらぎ」の利用者でございますが、同じく11月の28日間でございます。環状線が171人、ミニバスが38.5人、合計で209.5人で、1日当たりの利用者は7.5人となっております。オープン時の混雑等がございます。片道の利用の方も多かったようで、実際に利用された人よりは若干少なめになってるような感じでございます。

今後のことでございます。一般質問でもございましたように、利用の促進についてでございます。新たな利用者の掘り出しということで、利用率の低い土曜日、日曜日の観光関係のPR、それから、バス利用に関して付加価値をつけるということで、市内のお店とかをちょっとお願いいたしまして、協力、バスでお買い物に来られた方とか食事に来られた方に、何かちょっとしたサービスをつけるとかというのを、2月15日、1周年ちょうど、再編になりますので、お願いしようかということで、これは一般的にちょっと広報をさせていただいて、協力していただける企業とか近隣の店舗を募集する形を考えております。

あと、バスの乗車方法がわからないという方もおられるということで、バスの利用の方法を広報周知させていただこうと考えております。また、11月3日の改変より一定期間利用状況、一般質問でもございましたように、変わったばかりでございます。利用状況を確認して、あと市民の皆様のご意見を集約いたしまして、バス停の新設または移設、廃止等も検討していき、効率的な運用についても検討してまいりたいと考えております。

昨今、高齢者ドライバーの誤操作等による事故がニュース等で取り上げられております。高齢者の免許証更新についても、認知症テストが導入されるというようなお話も聞いております。更新に関しては厳格化される傾向にあると思います。運転免許証の返納についても、このことにより増加する傾向にあると思いますので、返納の際に代替となる交通手段となるよう、いろいろデータをとって市民さんの意見も聞いて、検討してまいりたいと考えております。

以上で、公共交通、コミュニティバスに係るご報告を終わります。

朝岡委員長 ただいま、さまざまなご報告がありました。

この件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 11月3日から高田の市民病院はぐるっと回るようになったんですか。

岩永企画政策課長 高田市民病院の北側のバス停を廃止しました。この間も説明したとおり、道路を渡るといのが危険やと、お年寄りや病人がそこを通るといことで危険やといことで、北側を廃止しまして、税務署の方を一旦迂回させていただいて、市民病院の既設の南側の、

病院側の方のバス停だけを生かすという形で、11月3日からスタートしております。

朝岡委員長 そのようなバス停の変更もありました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございましたら、本件もこの程度に本日はとどめておきたいと思います。

最後にお諮りをいたします。

最初にございました、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び、今ございました公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、4つの調査事項については、今後も議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思います。

以上で、本日の審査の内容については、全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言があれば許可をいたしたいと思います。

西川議員。

(西川弥三郎議員の発言あり)

朝岡委員長 ほかに委員外議員からの発言があれば許可をいたしたいと思います。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

朝岡委員長 ほかに委員外議員からの発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようであれば、委員外議員の発言を終結いたします。

大変早朝からこのたびにつきましては、本当に終了時間を越えて、委員の皆様には活発にご議論をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。理事者、市長を初め、大変ご苦勞さまでございました。

1件、1議案のみ継続審査ということになりました。大変運営上不備がございました件は改めておわびを申し上げたいと思いますが、その分、活発なご議論をいただいたということで、なかなか採決に至らなかったということでございますが、委員の皆様にも、また議長もいらっしゃるので、今会議中にこの件については採決の状況ができることに全力で正副委員長としても、その日程をとってまいりたいと、このように思いますので、その件につきましては今回はご了解をいただきたいと、このように思うところでございます。理事者の方にもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして、総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後6時33分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

総務建設常任委員会副委員長